

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十一号

昭和四十四年四月十一日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 岡崎 英城君

理事 龜山 孝一君

理事 斎藤 寿夫君

理事 太田 一夫君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治大臣 野田 武夫君

出席府政委員

大蔵政務次官 上村千一郎君

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

通商産業省企業局立地公害部工業用水課長 花岡 宗助君

自治大臣官房参事官 佐々木喜久治君

自治省財政局財政課長 首藤 堯君

自治省財政局交付税課長 横手 正君

同(三木武夫君紹介)(第三六〇五号)  
同(柳田秀一君紹介)(第三六〇六号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○鹿野委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。太田一夫君。

○太田委員 交付税法に関し、地方財政計画に関連をいたしましてお尋ねをいたします。

最初に妙な話からいいますが、自治省次官は……。

○鹿野委員長 自治省の次官は間もなく来ます。いま大蔵委員会に入っておりますから、参事官がおりますから……。

○太田委員 それでは佐々木参事官にお尋ねしましょうか。

ちょっと変なことをこのごろ聞いたのですけれども、自治省のある有力なお方が、地方公共団体の長というのは雇われマダムと同じものだ、こういうことをおっしゃったということを聞いたのですが、何かそのようなことをお聞きになったことがございますか。

○佐々木参事官 私、寡聞にして存じません。

○太田委員 それはまたふしぎなことを聞くものでございますね。大蔵省の主計局次長さんのおいでになつていらつしやいますか、自治省の中に、県知事や市町村長というのは雇われマダムだという議論があるということをお聞きになったことな

ございますか。

○相沢府政委員 私いふ初めて聞きました。

○太田委員 それじゃ「時の話題」ということで御提供申し上げておきますが、「地方公務員月報」一九六八年十二月号というのがございまして、もう四月も前に出たようでございますが、「時の話題」ということでございまして、「地方公務員月報」の二二ページ、二三ページに出ておる。実はいいことが書いてあるのです。何か労使関係のことを公務員制度審議会の再開にポイントを置きまして、非常にこれに期待をかけていらつしやるのであります。

○佐々木参事官 公務員関係が民間に比べて不平等であることは事実として容認せざるを得ないところであり、このような事態に立ち至った原因として、ある人は、国や地方公共団体は「つぶれない企業」であるから、労働者側は「会社をつぶすと同時に自分も失業する」という心配はないし、理事者側としても、いわば「雇われマダムの」事勿かれ主義に陥り易いと指摘しているが、残念ながらこのことを認めざるを得ないのである。こういうふうに表示されておるのです。

○太田委員 理事者を評されたことに對して、いささか反論が地方から出てまいりまして、「地方公務員月報」というのはどういふものであるかということと照会があったのであります。それに対して参議院においてわが党の和田委員が大臣にお尋ねしましたら、これは自治省が助成金を出しておるのだ、こういうことを言われておるのです。

自治省が助成金を出しておる刊行物の中に、知事さんや市町村長さん等は雇われマダムだ、こういうふうにおっしゃつていらつしやるのが書かれておる。これは私も今日の段階では逆にそのとおりじゃなからうかと思つておるのですけれども、こ

ういうことは切めてだとおっしゃるから、いまさら初めてのことには感想を聞くのはどうかと思ひますが、しかし、いま私が読み上げた文章から見ても何か所感はありませんか、参事官。

○佐々木参事官 おそらくその文章は、私企業との関係において、私企業の収支そのものが、経営者なりその従業員に直ちに影響するということに對して、現在の公共団体のそうした単純に経理の面だけについての問題を對比するならばというふうな趣旨で書かれたものであらうというふうな考えられるわけでありまして、現在の地方公共団体の仕組みというものは決してそういうものではない、単に金だけの問題で考えるべきものではないというふうな考えられるわけです。

やはり地方公共団体の長並びにその職員というものは直接地域住民に對する責任を負つておるわけでありまして、そうした一部の調査だけをとりえて、単純に一般の私企業と比較をするということは、私としましてはいかげなものであらうかというふうな考えられるわけでありまして。

○太田委員 どうも私の見解と逆なものであります。佐々木参事官のお話は、雇われマダム論を否定された立場に立つておるように思ひます。私はこれを肯定をしてお尋ねをしておるわけなんです。

なるほどいいことを書いてあるというのです。これほど適切にいまの地方自治体と國との関係を表現した文章はない。実はこれは金科玉条、まさに金字塔を打ち立てたものと私は思ひまして、これは終生筆を服膺して忘れないようにしていこうと思ふ。雇われマダムであるというのをあなたは否定されたが、ここに書いてある自治省のある有力な、天下に高名なある人は、雇われマダムとおっしゃる。私もそう思う。そこから交付税という問題が発展してくるということとはよくわかるので

四月十日

ドライブインにおける酒類の販売禁止に関する請願(木部佳昭君紹介)(第三六〇四号)

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十一号

昭和四十四年四月十一日

す。六百九十億控えてしまったというこの理念がわかる。

じゃ、ちょっと伺いますが、これは相沢主計局長長さん、六百九十億をあなたのほうが控えたというの、貸してくれとおっしゃったあの覚書は、あなたのほうで考え方じゃないですか。

○相沢政府委員 この六百九十億を来年度の四十四年度の交付税の既定額から差し引きましてそれを後年度に繰り延べるということにいたしましたその理由は、すでにあるいは自治省からもお聞きと存じますが、私どもとしては、来年度地方税また地方交付税の増収が従来に見えないほど巨額なものとなる見込みであり、また、国の財政規模等との関連から申しますと、これに伴う地方の財政需要の増加を想定いたしましたので、そこに若干のゆとりがあるのではないかと考えられますので、恒常的な経費の支出というものが大部分を占めておりますところの地方団体にとっては、やはり年度間の財源調整をそこに考えることが適当ではないかというような考え方で、国、地方の財政事情との関連から、四十四年度におきましては六百九十億円を引いていけばこれを後年度に繰り延べるというような措置をとったわけでございします。

○太田委員 非常に重要なことを聞きましたが、来年度四十五年度以降の経済見通しというのは非常に険悪であるということをおっしゃったように聞きました、そうなんですか。

○相沢政府委員 別に特にそういうことを申し上げるつもりではございません。昭和四十四年度における経済の見通しを前提といたしますと、四十四年度の地方税収、地方交付税の伸びというものが、従来になく巨額になり、今後四十五年度以降それほどの伸びが期待できるかどうかということにはわかりませんが、少なくとも四十四年度みたく大きな伸びを考へることは無理なのじゃないかというような考え方を私どもとしては持っております。

○太田委員 そうすると、大蔵省の考え方から見ますと、税収の伸びというものは四十四年度が最高でありまして、四十五年度以降とみに鈍化するおそれがある、そういう場合に備えて今度交付税を控えておきまして、そして将来伸びの鈍化した際の地方税収入の確保のために備えよう、こういうことだと思つたと思うのですが、そういうこととございしますか。

○相沢政府委員 それも一つの大きな理由でございします。先ほどちょっと答弁を落としたが、昭和四十三年度において相当大幅な国税三税の増収があり、これに伴って交付税が約七百億円程度追加されるということが、当時この話の起きました際には両省の念頭にあったわけでございします。

○太田委員 どうも歯切れが悪くなつてきましたね。それでは佐々木参事官、あなたはいまの大蔵省相沢主計局長さんの御見解に対してどうお考えでございしますか。

○佐々木参事官 この予算の編成の過程におきましては、地方財政の実態の認識について若干の意見の相違のありましたことは事実でございします。ただ、私どもとしては、昭和四十四年度の見通しを立てますならば、確かに交付税収入なりあるいは地方税収入なりにおいて相当の増収が見込める状態にあるというところはわかるわけであり、それけれども、一面におきまして、地方団体の行政水準というものがまだ相当低位にある。そういうことからして、できる限り行政水準の引き上げをしていかなければならない。そういう意味で、昭和四十四年度の財政収支の面から見ますならば、財源の量というものは確かに増加しているわけでありまして、一面において、いま申しましたような事情から、昭和四十四年度の財政収支はその見通しどおり確保していきたい、かような考え方に立つておつたわけであります。

ただ、昭和四十三年度におきまして、いま相沢次長から御説明申し上げましたように相当額の自然増収がある。この自然増収は本来ならば四十三

年度の精算分として昭和四十五年度に使用する形になるわけでありまして、これが昭和四十四年度に使用し得る状態になるならば、昭和四十四年度自体の財政収支は六百九十億を繰り延べましても、実質的には変わらない。こういうような認識のもとに六百九十億の措置をしたわけでございします。それに引き続きまして昭和四十三年度の補正予算の措置がとられ、私どもが期待しておつたおりの収支計画になつてきたということが言えると思ひます。

○太田委員 そろばん玉の勘定のことを聞いておるわけじゃない。考え方の基本について、大蔵省、自治省との間がびたつと一致しておるかどうかというところをお尋ねしておるわけですが、来年度以降ある程度、経済界、経済情勢の見通しが険悪となり、将来の税収の伸びは期待しがたい状態があると考へられるので、この際六百九十億を控えるとおっしゃるならば、私はぜひそのつもりで聞きましよう。何も、貸したやつがまだ残つたのがあるから、それだけ貸したやつと同じじゃないか、そんな理屈は私は聞かなくていい。

○佐々木参事官 昭和四十五年度以降の税収収入なり交付税収入の見通しを現段階でつけるということとは非常にむずかしいかろうと思ひます。そういうことで、六百九十億の措置につきましても、昭和四十五年度に法定額に六百九十億加算をする。それをさらに、地方財政の状況等によりましては昭和四十六年度あるいは四十七年度までこれを繰り延べることもできるというような規定をしておりますのは、やはりその間の見通しにつきまして、将来その時点におきまして弾力ある措置が取り得るようというところを考へたわけでございします。

現在、四十五年度以降どういうふうな収支状況になるかということ、的確に見通しをつけて措置したわけではございません。

○太田委員 将来の見通しがないのに、弾力性だとか、四十五年度に六百九十億そのまま返すとか、それとも四十五年、四十六年、四十七年と三分割して返すとか、そういうどちらかを考へると

おつしやるけれども、それは経済の上、税収の見通しの上からそういう結論が出るのであつて、それがまだわからないのに、三分割するかもしれないとか、あるいは四十五年度に一括返すかもわからないとか、そういうことは出ないわけじゃないですか。

○佐々木参事官 六百九十億の四十五年度の繰り越しにつきましては、その方法として、昭和四十五年度に全額法定額に加算をするという方式と、四十五年度以降四十七年度までに繰り延べるというところもあつておるということとでございします。まだその間どちらの措置をとるかということにつきましては、現在の段階では的確な収支の見通しは立たないわけでございします。やはりその時点になりまして、それらにつきましてもどういふ措置をとるかということをお尋ねいたします。

○太田委員 あなたと押し問答をするのは、本意じゃない、そんな気がするけれども、きょうは財政局長がいらっしゃいますし、大臣もいらつしやいますから、あなたそのかわりのつもりで、自治省を代表して発言をしていただけたらと思つておるのです。それにふさわしい意見をあなた持っておるから十分だと思つておるのですが、四十五年度以降は非常に不景気になる、税収収入は今年度からダウンする、その見通し濃いゆえに六百九十億控えておるんだ、景気調整だということならよくわかるということなんだ。そうでないならば、なぜ六百九十億控えたんですか。もう一べんそのことを聞かなければならないわけですね。

○佐々木参事官 御承知のように、昭和四十四年度の国の予算編成の方針、あるいは経済の見通し等から御承知いただけますように、国の経済の見通しとしましては、昭和四十四年度の財政運営の姿勢として、景気に対して警戒的あるいは中立的に運営していくという方針がとられておるわけでございします。こうした国の財政運営の方針について、地方財政におきましても協力体制をとっていくというような考え方のもとに、いま

のような措置がとられたわけでありす。昭和四十五年以降の収支の状況につきまして、はたしてそれだけの財源の落ち込みがあるかどうかという点につきましては、まだ私も確定的に判断を申し上げるわけにはいかないわけでありす。

○太田委員 財源の落ち込みがなかったときには、伸びたときには六百九十億はどうなるのですか。

○佐々木説明員 財源の落ち込みがなかった、あるいは収入の増加があるというような事態になりまして、その程度によりその扱い方に差があるかと思ひます。その点は来年度の予算編成の段階におきましてさらに将来の、昭和四十五年の見通しを立てて措置をきめてまいりたい、かように考えております。

○太田委員 来年のことを言えば鬼が笑うんだから、私は来年のことはわからぬでもいいと思うのですよ。わからぬけれども、心配だから取っておくというなら、それもわからぬわけじゃないですよ。何ということなしに勤儉貯蓄の精神が自治省にありまして、何ということなしに取っておきたくなつたんなら、デパートの包み紙も、送つてきた小包のひもも、みんな丁寧にしわを延ばし整理してとっておきたいという人は幾らもあるわけですから、これは性格の問題、趣味の問題です。ということでは六百九十億をとっておかれるのでございすか。そんな説明では説明にならぬのでございすね。だから、来年のことはわからぬ、わからぬとおっしゃるのは、わざとわからぬとおっしゃるような気がしてしょうがない。実は想像をしておられるけれども言えないのだ、そういうことですか。

○佐々木説明員 やはり、来年の収支につきましては確定的見通しを得るということは、私もできません。早くそういう見通しは得たいと思うわけでありす。現在の段階では無理であるというふうに考えております。

○太田委員 上村大蔵省政務次官がおいでになりましたから、大臣にかわつてお答えをいただきました。

いのでありますが、いま大蔵委員会におきましては、地方交付税の特別会計法の一部改正案がかつておりまして、その中に、いま議論しております六百九十億を四十五年以降に繰り延べるという改正があるわけではございす。地方自治体は私は非常に苦しんでおると思ひ、財政需要は幾らあつても足りないというときだと思ひます。いかかわらず、本年度税収の伸びを一つの理由にいたしましてこれを控へられたということは、いかなる理念に基づくものでございすか、大蔵省の御見解をあらためて承つておきたい。

○上村政府委員 太田先生もいろいろ御指摘なさつておられますが、地方財政が好転はいたしたけれども、これで十分だとかそんなような認識ではございせん。しかし、この四十四年度予算の編成に際しまして、地方財政のほうに非常な大きな伸びがあるというふうに考えまして、そして現在の地方財政と国の財政におきまして、もう日本の経済事情その他を考へてみまして、総合的にいへば、フィスカルポリシーの考へ方でも、総合的にいへば、必要がある、こういうような考へのもとに六百九十億というのをいへば既定額から減らしておるわけでは、そして四十五年に立って、今回は六百九十億を引いた部分についてひとつ御了承を賜りたい、こういうふうな考へ方でございまして、昭和四十四年一月六日に大蔵大臣並びに自治大臣と御相談の上でやつた、こういう次第でございす。

○太田委員 まじめなお話でございまして、間違いないことではございす。それは、そういうことは私も思ひます。しかし、佐々木さん、いまのお話の中からフィスカルポリシーというところが出てきたのですけれども、これは最近慣用語として使われておりますけれども、一般国民の側から見れば、これは中央政府のおぼしめしのとおり財政上の操作をされて、それで地方の住民生活が右に左にてもあそばれる政策のこと

をいうのだと思つていますよ。日本語に直したらどういうことですか。どういうふうにあなたのほうでは御説明をいただけませんか。

○佐々木説明員 国がその年の国民経済の動向につきまして、どういふような経済政策をとつていくかというところは、国が予算編成なりあるいは経済運営の態度をきめるにあたりまして、それぞれとられるわけではございす。そうした国の経済政策の行き方というのにつきまして、地方団体がその地方財政の運営を通じて協力をしていくという体制は、地方としてもやはりとるべき姿であらうというふうに考へるわけでありす。

ただ、地方団体の行政というものが、そうした国の経済政策に直ちに同調し得る行政内容になつておるかどうかという点になります。その範囲は非常に狭い範囲にならざるを得ない。現在の財政運営の実態から申しますならば、公共事業等の実施を通じて国の財政運営に協力をしていくというような体制がとり得る程度でありまして、他の行政事務から見ますならば、やはり住民生活に非常に直結しておるという行政の性格からして、国の経済政策に協力すべきであるというように基本的な姿勢をとつてまいりまして、実際に同調し得る面は国の場合よりは相当狭い範囲の行政分野に限られるものであらうというふうに考へております。

○太田委員 じゃ、フィスカルポリシーなんということは地方財政にとつては無縁のものである。入り込むとしたつて非常に狭いものであるならば、これは無縁じゃありませんか。無縁ではないのですか。そのまま直接受けておるのですか。

○佐々木説明員 国の経済政策に地方の財政が無縁であるというふうには私も考へておりません。そしてまた、国の経済運営というものが、考へておるとおりの確かな運営ができますように地方団体としても協力すべきであるという基本的な姿勢は持つておるわけでありす。ただ、実際問題として、その経済政策が及ぶ行政の範囲というものは、国の場合よりは相当狭いということとは考

えざるを得ないわけでありす。

○太田委員 昨日大臣にお尋ねしたわけですが、お答えはまだあとでいただけるだらうと思うのですが、大蔵省が出ていらつしやいますからお尋ねをいたします。

地方財政法第二条には、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。自律性をそこなうことはいけなく、地方自治の本旨というものはここに生かされておると思ひますが、大蔵省はそういうものはあまり研究したことはないの、ございすか。

○相沢政府委員 地方財政法の第二条に申しております、地方公共団体の自律性をそこなわず、また地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならないという趣旨は、地方団体としての財政運営の自律性をそこなわないうに、また国が施策をする場合に、地方公共団体に負担を転嫁するようなことをしてはならないということを言つておるのでございまして、地方団体全体に対する財源付与の一形式である地方交付税の額につきまして、地方財政を担当しておりますところの自治省と大蔵省とが協議いたしまして、今回のような財源調整の措置をとるというふうなことになるにしても、地方財政法にいうところの地方団体の財政運営の自律性をそこなうとか、あるいは地方公共団体に負担を転嫁するような施策をするにはならないというふうな考へておるわけでありす。

○太田委員 昨年度の税収の伸びから推測し、補正予算を組まれるという点から考へてみますならば、六百九十億は現行交付税の上に上乗せされるべきものと想像される。でございすから、それはおおよそわかっている。ただ、予算編成というのは、三月末までに地方の各団体は終えなければならぬわけでは、そうでしょう。まあこの法律はまだきまつておりませんが、六百九十億は控へられるか控へられないかわからないけれども、本来いふならば、地方は当然自分のところの収入に

属するものなりと考えておいて間違いないじゃありませんか。それを、六百九十億という金は、こちらで両大臣が相談すれば控えておいたって別に違法性はないのだ、あたりまえだという考え方は、地方団体に對しては、あてがいぶちでやりなさい、こういうことにならざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○相沢政府委員 その点は、四十四年度交付税につきましては、六百九十億円を減額してこれを後年度に繰り延べるという措置を政府としてきめた時期は、四十四年度予算編成時でございますから、一月の初めでございます。したがって、そういつた時期の点から申しますと、地方公共団体の予算編成をする際には、十分このことは事前に了知することができるとは存じますが、

それからなお、財源的な面でございますが、これは自治省の答弁にもあったと存じますが、四十四年度の交付税についての六百九十億円の減額措置は、四十三年度の補正におきまして地方交付税がほぼ同額程度計上されるというのを予定しておいたという関係がございまして、事実六百八十四億円を今回四十三年度の交付税から四十四年度に繰り越すことにいたしております。したがって、はば六百九十億円の減額と同程度のもので四十三年度から四十四年度に繰り越されておりますので、そういう財源の量の面からいきましても、地方団体の予算編成に御迷惑をかけるというようなことにはなっていないと存じます。

○太田委員 御迷惑をかけることになっていないと思うとか、あるいは、事前に御了知いただいたものと思うとかおっしゃいますけれども、地方自治の本旨というのは憲法に規定されておりまして、いまさらわれわれはこれに對していいとか悪いとかいう議論をする余地はない。地方自治の本旨からいいますと、地方団体が当然領有すべき財源は地方団体が自由に使用してよろしいじゃありませんか。自由という語弊がありますが、秩序ある使い方をしてよろしいじゃありませんか。六百

九十億を繰えるということは、少なくともこれだけはことしあなたのほうにいくべき金であるけれども、これは使つてはいけませんよ、こういうことでありますから、それはまさにおやじが子供に對して小づかいの制限をすることとよく似ておる。そこを私は申し上げておるのですが、大蔵省としては、これはしごく普通のやり方であるとお考えでございますか。

○相沢政府委員 地方交付税制度のたてまえから申しますと、現在におきましては国税三税の収入額に對して三〇%の定率をもつてその年の地方交付税の額というふうに定めておりますから、本来はその額について増減をするというのには予定してない。つまり今回のような措置は、また四十三年度にとられたような措置は異例に属することだと思ひます。

○太田委員 異例に属するとおっしゃればわかりませんが、これは算書の内容とどういふ関係があるのか、しほしほいわれておりますが、大蔵省においてもこの算書というものは、実は異例な措置をしたことに対する算書という考え方でございまして、今後そのようなことを繰り返すことはない、こういうふうにご存じ願ひます。

○相沢政府委員 私、多少答弁の舌足らずというようにところがあるかと思ひますが、四十三年度及び四十四年度においてとられたような特例的な措置は、これはまさに異例な措置であると存じております。しかしながら、現在の地方交付税の制度を前提といたしまして、今後の国、地方の財政運営を考えてまいります場合に、やはり地方交付税の何らかの形における年度間の財源調整措置を考へる必要があるのではないかという点におきましては、自治省、大蔵省両省の間におきましてはおおむね意見が一致いたしましたので、この交付税の年度間の財源調整措置については、別途検討するというのが、算書にうたわれておるわけでございます。

對して定率をもつてリンクしておりますところの地方交付税も、その収入額が景気の動向にかなり敏感に影響されて、地方税が増収がある場合には、また地方交付税の相当な増加もある。また、逆に地方交付税が減るような事態においては、地方税の伸びも落ちる。したがって、地方団体は、その財源の面では、いわば景気の波を非常に強く受ける、収入面におきましてそういうような事態がございまして、しかしながら、ただいま、これはしほしほ言われておりますとおり、地方団体の歳出面では、人件費が相当大きな割合を占めるとか、あるいは恒常的な、既定的な事業、事務が多いという面がございまして、その歳出面はかなり固定的な面がある。そこで、その景気の波動を受ける歳入面と、それから固定的な面の多い歳出面とをどういふふうに関連するかとこのことになりまして、そこはやはりそういう景気の波動を受けるところの歳入面におきまして何らかの財源措置を考へる必要があるのではないかと、いふふうに考へられるわけでございます。

地方税の収入自体につきまして、年度間の財源調整措置を講ずることは、これは実際問題として国税の場合も同様でございますが、困難でございます。そうしますと、やはり国が地方に對する財源付与の一つの大きなパイプとしての地方交付税の額におきまして、何らかの年度間の財源調整措置を講じたいのではないかと、いふふうになるわけでございます。そういう意味におきまして、算書は別途地方交付税の年度間調整の措置を検討するということをやつたておるわけでございます。

○太田委員 じゃ聞きますが、その根拠になる法律は何という法律で、その第何条を根拠にしておりますか。

○相沢政府委員 現行法にはそのような規定はございません。したがって、交付税に對してそのような年度間の調整措置を講ずる場合には、別に法律の形をもちまして国会の御審議をいただくということになるかと存じます。

○太田委員 法律があれば、地方団体はそのつもので心積もりをするでしょう。年度間調整があり得ることならば、地方財政計画であるとか、あるいは交付税法というものの對して非常な関心を持ちますよ。ないんだから、三二%をもつて地方交付税とするとなつていけば、三二%かけとおよそのくらい、昨年の伸びに對してどのくらい、そこでおのずから予算のめどがついてきますから、それもあるべく予算は大づかみではないけれども、ある程度きびしく正しく編成しなければならぬという基本方針に基づいて年度内に予算を編成し、四月一日から間に合はしておるわけです。根拠法がないのに、かつてにちよつと横にやつておくというところは、最初の議論に戻ります。実施権はあるけれども、いわば経営の基本方針をきめる経営権というものがなければ、雇われマダムといふことばは民間のことばだから、民間でいふなら総支配人である。県知事も市町村長も総支配人、そして金主は中央政府である大蔵省である。その代理が算書で見れば、大蔵大臣福田赳夫、自治大臣野田武夫、いまの場合は二人である。そういうことになるじゃないですか。容易ならざることであると思うのですが、いかがですか。

○相沢政府委員 まさに交付税制度のたてまえから申しますと、毎年度の交付税は国税三税に對する定率をもつて定められておるわけでございますから、その年々においてこれを動かすということとは容易ならざることであると存じます。しかし、そこで四十三年度及び四十四年度に對してこのようの特例措置をとることにつきましては、当然交付税法の特例措置として国会の御審議を仰ぐことになつておるわけでございます。現在その法律がここで御審議を願つておるわけでございます。そのように法律の形でその特例措置に對して御了承を得て行なうということになつておりますので、交付税のたてまえから申しますと、異例な措置でありましても、しかしながら、交付税制度

そのものをこれによってそこなうというようなことはならないというふうに存じております。

それから、先ほどお話のございました雇われマダム云々の点につきましては、地方団体の財源面では、それぞれ地方税におきましては税率に基準があり、また税の種目も一応限られておりますし、また交付税は総額が法律で定められており、また配分方法等も地方交付税法等によって定められておりますから、そういった面におきましては、地方団体の歳入面における弾力性というものは、その地方団体の首長の努力だけではなかなか得られるものではないと思いますが、そういうふうな与えられなかった財源の範囲内においてその地方の団体がこれをどのように配分し、それを執行していくかということとは、まさにこれは地方自治に属することであると存じておりますので、どうも私も、その雇われマダム云々のたえは、あまり適当ではないのではないかとこのように存じております。

○太田委員 地方交付税法第六条は、その年度の三三〇％だけではないでしょう、交付税総額というの……

○相沢政府委員 ちょっと御質問の趣旨をのみ込みかねるのでございますが、第六条は、毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の百分の三三二に相当する額に前年度以前において交付していない額を加算し云々というその規定はございませう。

○太田委員 だから、前に六百八十四億が残っておった、それを加算せなければいかぬじゃないですか。

○相沢政府委員 おっしゃる意味は、昭和四十三年度の補正に計上いたしました交付税をどうするかということでございますが、それは当然昭和四十四年度の地方交付税に加算されることになるわけでございます。ですから昭和四十四年度の交付税に昭和四十三年度のまだ交付していない交付税の額六百八十四億は加算されることとなります。

○太田委員 だから、加算されるべきものが加算されないことになったわけだ。結論として六百九十億を控えて——そういうことが三三〇％をくすしたことであるし、前年からの繰り越し、交付残りがあつたならば、交付税というものをつけ加えよ、上のせせよというこの規定にも違反することになるから、第六条違反じゃないか。だから別の法律でしたとおっしゃるけれども、問題は、第六条にびつたとあるのだから、これをそのとおりやってもらわなければ困る。それを、あなたのほうが、別だ、特例でやるといふならば、特例をつくるという——それはこゝし初めてじゃない。景気調整の意味においてつくろうとするのだから、地方の各自治体というものは自主性がなくなつてしまつたじゃありませんかと聞いておる。その辺のところはどうですか。

○相沢政府委員 地方交付税法第六条の規定は、その当該年度の地方交付税としてはその当該年度における国税三三〇％の税収の百分の三三二に前年度以前において交付しなかつた交付税を加算するというものになっておりますが、それは国税三三〇％の決算が確定した後に加算されることとなりますから、四十三年度の決算が確定した後にいて本来ならば交付税に加算されることとなる。つまり昭和四十四年度の交付税に四十三年度の国税三三〇％の自然増収に伴う交付税は加算されることになるわけだ。この地方交付税法の第六条の規定は、そのように、決算の結果国税三三〇％の増減があつた場合に、それに伴う交付税の加算または減額を規定しているものだといふふうに承知しております。昭和四十三年度の補正予算において計上した交付税のうち、六百八十四億を昭和四十四年度の交付税に加算するというものではないといふ解釈になっております。

○太田委員 財政課長が補足しない。その辺でちょっと彼に補足してください。

○首藤説明員 ただいまの交付税の制度におきましては、第六条の二項に書いてございます前年度

以前の精算分の加減につきましては、決算の結果がわかつた結果その加減をいたしますので、通常翌々年度に入るわけでございます。したがいましで、四十三年度の国税三三〇％の自然増に伴います地方交付税の精算増は、特別の措置をせずにはおきまざるならば、昭和四十五年の交付税に加算されるわけでございます。それを今回四十三年度の自然増収を引き当てて四十四年度の交付税の六百九十億の減額繰り越しをいたしました結果、特に四十三年度の自然増分を四十四年度に加算すべく特例法の御審議をいたしておるわけでございます。

○太田委員 交付税法改正案を見れば、特例措置は四十四年度に交付すべき交付税の総額の中から六百九十億を減額する、こういうふうになつてゐるわけだから、これは即ち地方交付税法第二十条の「交付税の額の減額等の聴聞」という段階を経なければいかぬじゃないか。

○横手説明員 お答えいたします。地方交付税法の第二十条の減額の関係は、個々の地方団体についての減額の場合の措置であります。

○太田委員 そうすると、六百九十億を引いた場合と引かない場合、個々の団体の交付税の額は変更がないのですか。みな変更があるでしょう。減る場合には聴聞をしなければならぬという、なるべく聴聞をしてほしいという第二十条の規定で、向こうの合意の上でやらないといふことでしょうか。かつてにやっていたいわけじゃないでしよう。少なくとも総体的に三千三百団体の六百九十億が減るのだから、聴聞するぐらいのことはやっていたいじゃないか。いけませんか。それでなかつたら委任状を取りなさい。

○横手説明員 第二十条の規定は、先ほどお答えいたしましたように、個々の団体につきまして個別の減額措置をするような場合を想定して置かれた規定でございます。今回の減額の措置は、別途はつきり今回の特例法で御審議願うことにいたしておるわけでございます。したがつて、総額に

ついでに減額の可否については、この御審議を通じて決定されることになっております。

「そのとおりだ」と呼ぶ者あり

○太田委員 不規則発言の応援がありますからひとつ認めましょう。それはあなたのおっしゃるとおりだ。だから小さなもので聴聞するということでしょう。大きなものになるとはつたらあつた。法律だ、特例だ、それは逆じゃありませんか。あなたたちは、法律というものを字句だとか何とかこまかく都合のいいように解釈するのでなくて、全体を俯瞰すればいいわけだ。来年度の額を見ると、歯切れが悪い。全体を見るといふことは、ちよつとできがたいのではございませんか。

○首藤説明員 ただいま御指摘のございました交付税の総額の変更でございますので、第六条の規定の特例といたしまして特に法律をもちまして御審議をいただいております、こういうことでございまして、法律をもって御審議をいただくわけでございますから、もつとも国会の御意思を体して決定というものがつくるものと思つております。

○太田委員 それは、大蔵委員会にきょうからかかるといわれております特別会計法もそうでございますし、わが委員会におきまして交付税でもそのようなことを書いてありますから、法律そのものがいま提案されておらないとは言われない。だが毎年やうやうそうなんですね。去年もやうな。ことしもやうな。それが先ほどの相沢主計局長さんのお話じゃありませんか、大蔵省では、地方交付税の年度間の財源調整を検討するといふのは法律に根拠しておらないけれども、別にその法律をつくつてやろうといふ——法律をつくることの好きな人はだれでしたか。ナポレオンですか。既存法体系というものの対する尊重度がいさか足らんじゃありませんか。わが言は法律なりということなんでしょう。首藤さん、あなたが幾ら頭がよくても、そういうことは言えないでしょう。財政局とか大蔵省というのはスズメだって頭を下げて通るというんだから。どうなんですか。そんな法律

を、特例法、特例法ということではいかぬので、それなら地方交付税法の改正、それから本来の地方財政法の改正、そこまで踏み切らなければ、年度間の景気による調整なんということは、非常に法律無視の考え方だと私は思いますが、それはいかがですか。これは大蔵省と自治省、両方から。

〇相沢政府委員 確かに地方交付税の制度として、国税三税に対する定率で交付税の総額がきめられているのに、四十三年度、また引き続き四十四年度というふうに、特例ではございますが調整措置をするというのは、どうも地方交付税制度のたてまえからいって不適当ではないかというふうに私も考えまして、そこで先ほど御答弁申し上げましたように、今後は地方交付税制度の環境としてそういう年度間の調整措置がとれるような仕組みを考えてみてはどうかということに両省の意見が一致いたしましたので、先ほど申し上げましたような覚書となったわけでありまして、その年度間の調整措置をどのような形でやっていくかということは、今後なお慎重に検討しなければならぬというふうに存じております。

〇佐々木説明員 今回の措置は、これまでいろいろ御説明申し上げましたように、現行の法律のもとにおきましては、地方団体が地方交付税の収入の見込みにつきまして予測し得る方法をもちまして措置したつもりでございます。すなわち、昭和四十三年度の増収額というものは、財政課長から申し上げましたとおり、昭和四十五年に入るとき収入であるというものが現在の法律のたてまえになつておるわけでありまして、これはいわば今回の補正予算の措置によりましてこの自然増収を計上し、今回の特例法によりまして、これを四十四年度に使用し得る状態にいたそうとするわけでございますので、昭和四十四年度の地方交付税の総額につきましては、地方団体の予測するとおりのもので計上されるというふうな状態になつたわけでございます。

〇太田委員 まあ大臣、あなたのおっしゃる話からぬわけじゃないわけですが、わからぬわけじゃないですが、もう少し長いこと自治大臣やていられつた場合だと用語に誤りがないと思いませんか、もう少し詳しく聞きたいのですがね。大臣におなりになって非常によく勉強していらつたに、交付税ということがよく頭の中にいだいたき込まれていらつたと思ふのです。まだ若干たたき込まれ不足もあるような気がするわけですか。

〇相沢政府委員 確かに地方交付税の制度として、国税三税に対する定率で交付税の総額がきめられているのに、四十三年度、また引き続き四十四年度というふうに、特例ではございますが調整措置をするというのは、どうも地方交付税制度のたてまえからいって不適当ではないかというふうに私も考えまして、そこで先ほど御答弁申し上げましたように、今後は地方交付税制度の環境としてそういう年度間の調整措置がとれるような仕組みを考えてみてはどうかということに両省の意見が一致いたしましたので、先ほど申し上げましたような覚書となったわけでありまして、その年度間の調整措置をどのような形でやっていくかということは、今後なお慎重に検討しなければならぬというふうに存じております。

〇太田委員 どうも満足すべき答弁ではないのですがね。この交付税については、交付税そのものの本質がつかみ金じゃないわけなんですね。地方団体に對してこれだけの金をあげるから、この中でやりなさいというふうなものじゃないでしよう。これは本来的には地方団体固有の財源であるというものを自治省は言いがた、さてとなると、大蔵省がそばにいて、いや景気調整もあるし、財政見通しもあるし、来年度どうなるかわからないし、弱気を出さなければならぬの、たまたま弱気を出さなければならぬの、地方自治体に対してはもう少し弱気を出さなければならぬの、地方自治体に対しては強気で、大蔵省に対しては弱気なんです、向きが違ふじゃないですか。

〇太田委員 大臣、あなたの言ったことは私はわからぬ。こういうことは二度とやりません、気をつけなさい、今後はそういうことはやらないつもりでございます、避けなさい、とおっしゃつて、さらに一番最後にちよつと、年度間調整はまた検討したい。その年度間調整という問題は、同じことじゃありませんか。六百九十億も年度間調整、これは同じことを繰り返さるのです。年度間調整というものがなければいけません。これはことし限りの措置でありまして、好ましいものとは思いません。今後は避ける方針でございます。これだけちよんになつておればよろしいのです。けれども、年度間調整は別途に考えたとおっしゃると、年度間調整というのは、本年度地方交付税の額が多いから、いささかこれを控えておきまして、翌年度以降にこれを繰り越しますという措置に相なる。そういうことでしょう。どうもあなたのお話はしり抜けになつていられるような感じがしてしょうがないのですが、いいのですか。

〇野田国務大臣 いや、太田さん、これは誤解があるといけませんからはっきりしておきますが、年度間調整は、いかに財政当局と自治省がやるような御解釈があつたものですか、それを特につけ加えておいたのですが、この年度間調整というものは、やはり自治省でもって自主的に考えていく。したがって、将来こういうことがあるからという前提を置いての話でございます。あの当時、この前の御質問がこれに触れたものですから、ただ申し上げただけであつて、あくまでもこういう特別措置というものは、今後自治省としては財政当局の要望がありましてこれに応じないという基本方針だけははっきりしておきたい、こ

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

〇野田国務大臣 四十三年度の地方交付税中、六百九十億を繰り越した措置は、前にも御説明申し上げたとおり、四十三年度の地方交付税の自然増収を引き当てに行なつたものでありまして、明年度の地方財政の運営に支障を与えることがないよう配慮したものでございます。この点につきましては、四十三年、昨年度の減額繰り越しとは相当事情が異なつていゝるものでありまして、六百九十億の減額繰り越しは、あくまでも本年限りの特例である。さらに、これが必ずしも好ましいものとは私も思つておりません。したがつて、今後はこのような措置を避けたいという

取り返すことができるわけです。自治体に売れば、今度は自治体のほうがその事業をおやりになる場合は、それぞれの地域によって違いますけれども、三分の二なり四分の三なりの事業費補助がつく補助事業になる場合がたぐくさんある。そうすると、その当該自治体にまたそれだけの補助金が入ってくることになる。そうじゃないのであつて、そういう先行取得した土地がそのまま現物提供される場合には、その事業費というのは単に金利程度のもので、事業費の中に繰り込まれるのか。原価で——原価といいますが、買値がそのまま繰り込まれるのか、そういう問題はよく検討しておきませんが、将来補助金計算に大問題が起きると思ひますが、その点はいかがですか。

○佐々木説明員 現在公共事業におきましては、それぞれ用地の先行取得をいたします場合に、将来の計画のもとに買われます土地につきましては、当然補助対象になるという措置がとられておりますので、その点の御心配はないものというふうに考えております。

○太田委員 補助対象になるのですね。

それじゃ大蔵省の相沢さん、そういうふうになると、これはあなたのほうは、いままでは起債でやっておつたでしょう。四十二年度六十億、四十三年度百三十億という起債がワクとして設定されてた。今度初めて交付税でやってしまうのだから、交付税で一たん渡して買った土地を、もう一回時価に換算して補助費の対象にするなんというのは合理的じゃないじゃないですか。

○相沢政府委員 土地開発基金で買いました土地を補助対象から除外するという事にならば、もちろんけつこうなことでございまして、われわれは歓迎いたします。しかし土地開発基金の性格は、回転資金でありますから、公共用地を先行取得いたしました、それが具体的な事業となりまして、までの間のいわばつなぎ資金のなるものになるというふうに存じております。したがって、それが具体的に公共事業の対象になって、道路敷地あるいはその他のものとなる場合には、当然これは

補助対象となるわけでございまして、そして補助対象となつた場合に、それが従来までに要しました金利もこれに加算するという事になっております。

○太田委員 今度はすぐくものわりのいい話になりましたね。あなたのほうは、ものわかりが悪くなつたりよくなつたりして、まさに春の天気のごとくこれは予測ができません。たとえば、いま交付税から土地基金を五百億出すでしょう。そして、それをまた来年度事業費に組み込みまして、たとえば七割ぐらいのものが補助になつたとしたならば、三百五十億補助金がいけますよ。そうすると、それはつなぎ資金のような意味においてふやしていこうということになると、五百億プラス三百五十億、八百五十億がまたこの次の土地先行取得の資金になるわけです。そうすると、その八百五十億がまた七割、五百何十億ふえたというふうに、どんどんふえていくのじゃありませんか。そういうことになりませんか。

○相沢政府委員 かりに五百億の土地開発基金が設けられたとしますと、土地を取得すればそれは一応全部なくなるわけでありまして、したがって、後にその七割がかりに国庫の補助でくれば、三百五十億がその土地の処分代金としてそのファンドに入るわけですから、別に五百億に三百五十億が加わるわけではなくて、五百億の土地資金が土地代になり、なくなつたものに対して三百五十億の補助が入るわけでありまして、ですから、加算して雪だるま式にふくれるということはないと思ひます。土地開発基金は回転資金ということになるわけですから、国の補助と、それから地方団体の負担分があれば、当然その負担部分を合せて回収されて、もとの土地開発基金の額になる、そういうような回転をするのだらうというふうに考えております。

○太田委員 ちょっと考え方が違うような気がするのです。私は、起債である場合と交付税である場合とは違うという気がするのです。起債ならいまの話はよくわかるのですが、交付税というのは

もらった金ですからね、これは交付税で買っていただいたものを運用をしていく、それで買った土地を運用するので、補助金がついたら補助金だけはさらに上のせられて土地基金に回り得るじゃありませんか。

○佐々木説明員 ただいまの土地基金でございしますが、総額で申しますと、たとえば五百億という土地基金があります場合には、この五百億をもつて一般会計から繰り出したしまして基金の設定をいたします。この五百億の金で買いました土地は、その土地が公共事業に供されます場合には一般会計にその五百億で売り渡されるわけです。したがって、土地代として支払いました五百億は、一般会計に五百億で売り渡すことによつて、五百億円というものは回収されるという形になつてまいります。それで、一般会計のほうではその五百億を出す場合に、三百五十億の国庫補助がある。さらに一般会計には国庫補助三百五十億を受け入れる。さらに一般財源百五十億なら百五十億というものを足して事業費になるわけでございます。そういう意味でこの土地基金に一般会計が払います財源の内訳が、三百五十億プラス百五十億という形になるわけでございます。

○太田委員 正直そういう計算もありますね。もう一つ、不正直な計算があるでしょう。土地は一年に倍になる。そうすると、一億の土地を買ひまして、翌年度には二億としてそれを事業費を見積もれば、七百億の補助金がつきますよ。そうじゃないですか。そういうことは歯どめしてあるのですか。

○相沢政府委員 そういうようなことにならないようにこの制度を設けたわけでございまして、つまりそのときの時価で買うのでしたら、土地を先行取得する意味はないわけでございます。二年前ないし三年前の取得したその価格でもって当該年度の公共事業が遂行できるという点に、この先行取得の意味があるのだらうと思ひます。ただし、その間に金利がかかれば、その金利分は当然補助対象といたしますというふうに考えております。

○太田委員 ということにならないと、地方団体が要領よくこれによつてもうけるということになりませんか。地方団体に要領よくもうけさせないというあなたのほうの腹だということでもそれはいいのですよ。金利程度を見ろというものは、その他はだめだよ、時価なんというところは絶対認めないんだ、それならそれでいい。金利だけしか認めない。時価ということを確認するとそれはできるでしょう。幾らでもふえてしまふ。

しかし、そこでもう一つ、先ほどの六百九十億に関連するわけですが、いままでの四十二年ごろ、六十億初めて先行取得の起債ワクの設定をいたしました当時、地方では待つてましたとばかりに注文が出た。申し込みがふえてきた。これはその当時六十億に対して約一千億だと評判をされておりましたが、それほど需要があるのに、いま普通交付税から四百五十億、不交付団体を入れれば六百億ですが、五百億や六百億や、一千億以下の数字を設定したということは、これは土地開発基金という制度はつくつたにいたしまして、あまりにもスズメの涙のような気がする。さらに、これは来年度も再来年度もこれには積み重ねられていくのであるか。本年度限りで書いてあるような気がするのだが、それでは足らぬじゃありませんか。この点はどうですか。

○佐々木説明員 現在地方における公共用地の取得のための経費は確かに一千億をこえるような状態になつておるといふふうに考えております。ただ、この用地取得費につきましては、土地開発基金だけではございせん、さらに起債のワクにおきまして、先行取得債としての二百億を準備いたしております。さらに公営住宅あるいは学校用地等の購入につきましては、それぞれの起債ワクで措置をするということにいたしておりますので、地方の用地取得の需要にはできる限りこれに応じて財源措置をしていくつもりでございます。ただ、土地開発基金としてこれだけで用地購入に当たるといふことになりまして、やや不足をする

わけでございます。私どもとしては、明年度以降におきましても、明年度の財政収支の見通しが問題でございますけれども、私どもの希望としては、この土地開発基金のワクは来年度も設けてふやしていきたい、こういう希望を持っております。

○太田委員 そういふことだったら、不交付団体とか交付団体というところは言わないで、全部これはやつてもよさそうですね。全部出していいでしょう。全部出しますね。不交付団体はありますね、今度の場合、六百億全部基金出しますね。

○佐々木説明員 これは交付税法の法案にございまして、需要額計算をいたしまして交付するわけでございます。したがって、不交付団体には、これだけの財政需要があるという計算をしてなお収入が上回ります場合には、結果的には交付税は交付されない、こういう形になるわけでございます。

○太田委員 不交付団体といえども大都市に多い。じゃ大都市の、ちょっと飛躍してもいいじゃないから、もうついでに土地開発基金についてお尋ねいたしますが、二百億の起債は別にあるということになれば、不交付団体は起債にたるといふことになるのかと思ふのでありますが、大蔵省は当初地方債に反対したじやありませんか。そんな起債は困るということで、自己資金でやりなさいということ、これをたしか交付税という邪道に押し込んだというふうな新聞が報じた。それは私は知りませんよ。真相はいかがですか。

○相沢政府委員 私どもは、やはり公共事業費に伴う財政負担もございまして、その財政負担をできるだけ軽減すると申しますか、公共事業費をできるだけ効率的に執行するためには、やはり土地取得費をできるだけ減らしたいということ、前から考えておったのであります。と申しますのは、公共事業費の現在約一割程度が土地取得費になっておりますが、特に大都市における公共事業は、土地取得費の増高のために相当障害を受けておるという現状にあるわけでございます。したがって

して、できるだけ先行取得を奨励することによって、公共事業費を効率的に使いたいという気持ちを持っておりまして。したがって、土地の先行取得の話が、四十二年度予算でございましたが、自治省から要求がございましたときには、私どもとしては、できるだけこれを全部認め、かつ将来拡充していったらどうかということ、これは所管はわが省理財局でございますが、私どもはこれを相当応援をしたわけでございます。したがって、先行取得費をふやすということについては基本的にはわれわれは反対ではございません。もちろんそれも伸ばしていったらいいと思ひますが、しかし、やはり来年度のように若干でも地方の財政計画に上財源にゆとりがある場合には、地方団体の一般財源もこの土地の取得資金につき込んだらどうかということ、自治省にもこれはぜひ推進してほしいということ、申し入れはいたしました。だからといって、先行取得費を押え込んでこちらのほうで考えたらどうかというふうに思つたことはございません。

○太田委員 じゃ、なるたけひとつ起債については、もつとゆるやかに所要の需要を満たしていただきたい。

そこで、佐々木さん、あなたは不交付団体には交付しないというお話がございましたが、いささか不交付団体に辛いのであります。今度の交付税法によれば、相当公営企業に対する繰り出し金も考えられておるようでありまして、大都市財政に対する配慮というものは、本年度あなたのほうではパーセントにして目標額を一〇にしたらどの辺まで本年度措置したつもりでいらつしやいますか。

○佐々木説明員 現在大都市はすべて交付団体になっておりまして、おそらく交付税の伸びは一般市町村の伸びよりはさらに上回る財政需要の伸びが計算されるものというふうに考えております。

○太田委員 したがって、大都市には全部いくというわけでございますね、土地基金。

○佐々木説明員 東京都が大都市の部類に入れるかどうか問題でございますが、東京都を除きまして大都市はすべて土地基金がまゐります。

○太田委員 そうすると、県の場合、不交付団体である十以上の市というものはどれくらいありますか。

○横手説明員 現在不交付団体は、市町村におきましては百二十四市町村でございます。ただ十万以上の団体を数えあげておりませんので、ちょっと見当がつかかぬますが、二、三十市はあるのじゃないかと思ひます。あとで調べました上で御報告いたしたいと思います。

○太田委員 私の言ひますのは、大体百五十億ぐらいが不交付団体向けだといふふうにおつしやつたときがあったように聞きますから、それはどの程度の幾つぐらゐの市なり県なりでございますかというのを聞いたわけですね。あるのでしょうか、百五十億という数字が出ておるのだから。

○横手説明員 不交付団体に対しては百五十億程度考えておりますが、そのうち五十億は道府県分の不交付団体にかかる額と見ております。残り百億でございますが、今回の改正によりまして、先ほど申し上げました百二十四団体もかなり減少してまいるといふこともございまして、正確な見込みが立ちかねるわけでございます。概算百億程度は必要ではなからうか、こういう見込みで算入いたしておるわけでございます。

○太田委員 そうすると、十の県と百の市、これくらいに見ておつてよろしいですか。

○横手説明員 十の県とおつしやりましたが、四都府県でございます。それから百二十四市のうち少なくとも四、五十団体は交付団体へ移りかわるのではなからうかというふうに思われます。したがって、七、八十市町村に対してこの程度というふうな考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 ちょっと関連して。先ほどの土地基金の問題につきまして二点ほどお聞きしたいと思うのですが、土地基金を設定して特別会計を設けて運用するわけですね。その場合に、土地を

購入して来年度の、たとえば補助事業である街路事業で道路の整備をするという場合に、その取得した用地費は特別会計から一般会計が買い取るというふうになるのですか。

○佐々木説明員 ただいまお説のとおりでございます。

○山本(弥)委員 そうすると、用地費と事業費とを含めて補助金の対象になる、こういうことですね。

○佐々木説明員 お説のとおりでございます。

○山本(弥)委員 それから、起債が二百億でございますね。この起債の二百億は特別会計の起債、こういうことになるわけですか。

○佐々木説明員 通常の場合、地方団体は特別会計を設定して事業を執行していると思ひます。その特別会計の起債になるというふうに考えてよろしいかと思ひます。

○山本(弥)委員 先ほどの六百九十億に關連いたしました、太田委員と大蔵省との質疑応答がございましたが、私もこの機会に大蔵省に御見解をお聞きしたいと思ふのです。

第一点は、今回の覚書で、交付税の税率の変更をしない、それから、貸し借りもしないということに決定をしたわけですが、先ほど政務次官からちょっとお話がございましたが、地方公共団体もフィスカルポリシーで協力をするというような発言だったと思ひますが、間違ひございませんでしょうか。

○上村政府委員 先ほど太田先生の御質問の際に申し上げたとおりでございます。

○山本(弥)委員 この景気調整機能と交付税の率の問題、率の問題は四十四年度から問題になつておるわけでございます。あるいは昨年問題になつたかと思ひますが、昨年は貸し借りの問題で、これも貸し借りの問題で解決をして、率の問題は動かさない、制度的に大きな改革のない限りはこれは動かさないということが明瞭になつたと思ふのであります。そういったしますと、景気調整機能を交付税に求めておられた大蔵省の見解、

もし景気調整機能を地方公共団体に、いわゆる地方財政に期待をしておるとするならば、景気調整機能を今後は大蔵省はどういうふうにお考えになつておられるわけですか。どういふ方法で地方公共団体に協力を要請されることになるのか、その点お伺いしたい。

○上村政府委員 実は、いま先生おっしゃつたように、両大臣いろいろ御相談されて覚書ができた次第でございますが、その際に「当分の間、相互に、地方交付税の率の変更を求めることはしないこととする」、それで昭和四十三年度、四十四年度においてとらえた特別措置は今後避けるようにする。ですから、こういうのはいわゆる例外的な措置、こういう基本的な考え方があるわけでございます。でございますけれども、先ほど自治大臣もおっしゃいましたが、「別途、地方交付税の年度間調整の措置を検討する」というようなことになつたわけでございます。

○山本(弥)委員 私の御質問申し上げておるのは、年度間調整の問題がございましたのでそのほうから先にお尋ねしたいのですが、先般の自治大臣の御答弁は、年度間調整の問題はあくまで自主的に自治省で行なわれるという御答弁であり、この点について間違ひのないことを私も確約を得たわけでありました。ただ、財政局長のほうの御答弁は、年度間調整を自治省で自主的に調整するという検討の結果、どういふふうな調整を行なわれるかという質問に対しては、検討中だということ、私ども具体的に御話を聞くことができなかった。おそらく今後検討されると思うのであります。その検討につきましては私も聞きたいと思つておられるわけでありまして、大蔵省に對しましては、自主的に調整されることについて財政局長は大蔵省に協議をするという御答弁がありましたが、これは特別会計が大蔵大臣と自治大臣との共管事項になつておりますので、そういう形式的な意味の協議と私どもは承したいわけなんです。自治省が自主的に調整されるということであるならば、年度間調整を自主的に調整することについて

大蔵省は相当御意見といひますか、自治省に對して自主的に調整されることについて形式的な協議と考えていいものか、あるいは、自主的にこれに對して大蔵省の意見を相当加味されるということなのか、その点はいかがでございますでしょうか、覚書のその点につきましてお伺いいたします。

○相沢政府委員 覚書には先ほど政務次官から答弁申し上げましたとおり「別途、地方交付税の年度間調整の措置を検討する」とだけ書いてございまして、したがって、この年度間調整の措置はどのような内容のものであるかということにつきましては、全く今後の検討問題になつております。私どもと自治省とは、この文章の解釈につきましても、私見ではございますが、おそらく同床異夢、異趣同舟のところもあるかと思ひます。したがって、この年度間調整の措置を交付税の金額の調整でやるか、交付税の特別会計の中で年度の調整をするか、あるいは地方団体が自分の財源についてそのような措置をするか、その他その調整措置の内容については、私どもとしては今後の検討問題であるというふうに了解いたしております。自主的な調整措置であるという点は、それは地方自治のたまに即し、かつ地方の自主性をそこなわれないという考え方のもとにこの年度間調整措置を検討すべきものであるという考え方を明らかにしたものであるというふうに考えております。

○山本(弥)委員 きわめて微妙なる御答弁であつて、どうもその点が重要な点だらうと思つております。地方公共団体は三千三百のきわめて複雑多岐でございますので、地方公共団体自体で年度間調整をやる必要があるとするならば、個々の団体でやるべきだということを私は主張したいのです。しかし、いまのお話ですと、自治団体が自主的に調整をされるという覚書の条項は、どうも大蔵省は、単なる協議ではなくて、ある程度で相当の御意見があるというように感じ取れるわけですが、自治大臣、先般答弁をいただいたて恐縮ですがもう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○野田国務大臣 地方交付税の税率の問題と、それから六百九十億の特別措置の問題がからんでまいりまして、あの当時折衝いたしたわけでございます。そこで、いま大蔵当局からも説明しましたとおり、地方交付税には触れない。これが第一段。それから特別措置は今後避ける。こういう一つの基本的な考え方をお互いに了承合つた。その際、今後の交付税が経済成長の度合いにおいて相当進展する場合がある、これは経済成長のいかんによりますから……

○山本(弥)委員 関連質問でございますから、簡単に結論だけお願いしたい。

○野田国務大臣 いや、そこを申しませんと、なかなか微妙なことでございますから、私も簡単に結論だけ申し上げると、せっかく大蔵当局の答弁もありましたので……。そういうことですから、大蔵当局の主張の出発点は、交付税が非常にかさんできたのだということ、そこで税率問題が出てきた。そこで、その二点が済みまして、結論は、そういう場合に、山本さんも御承知のとおり、それから大蔵大臣も、地方交付税は地方財政の固有の財源であるということを明言いたしました。たのはそこでありまして、したがって、この交付税に関する年度間調整というものは、固有の財源ということを大蔵当局は認めておりますから、したがって、当然一時的に自治省のほうで調整すべきものだ、それは私は裏づけできる、われわれもそうしたい、こう思つております。

○山本(弥)委員 そうしますと、自治省における自主的な調整ということが許されるならば、自主的に調整をやる場合には極力これを尊重するといふ大蔵省のお考えでございますか。

○上村政府委員 これはいろいろ微妙なところとで先生も御了承賜わらうと思ひますが、実は基本的なものの考え方が、大蔵と自治大臣も結局御一緒だろふと思つております。ですから、大蔵省として、もちろん地方交付税は自治団体の固有の財源になるわけでございますから、大臣がおっしゃつたやうなふうでございますが、

〔委員長退席、塩川委員長代理着席〕  
しかしながら、実は国の財政と地方の財政というものを一貫的に考えながら、そして景気調整なりその他のいろいろな経済に対する作用なりを考えていく、こういう基本的な立場に立つておる、こういうわけでありまして、結局、自治大臣が申されたように、自主的にやられても、また大蔵省のほうもそれと一致するであらう、こういうふうにお考えをわけでございます。実はそこを先ほど相沢次長が言いましたように、あるいは同床異夢ということばがちょっと出たりしましたけれども、まあ、とにかく基本的な立場が一致しておるのですから、自治大臣が自主的にやりなされるわけでも、それは大蔵の考えておるやうなところに行きなられるというやうな考え方になつておるわけでありまして、

○山本(弥)委員 それでは時間の関係がありますので、その問題は保留いたしておきます。そうしますと、結論だけお聞きしたいのですが、景気調整機能というものは依然として交付税の年度間調整ということで大蔵省はお考えになつておるということであるかどうか。もう一点は、固有の財源として認められたとするならば、大蔵省は毎年財政硬直化という問題で地方交付税がやり玉の一つにあがつておるわけでありまして、直接特別会計の中に繰り入れる、このお考えは実行されるのでしょうか、どうでしょうか。この二点だけお聞かせ願ひます。

○相沢政府委員 国がフィスカルポリシーを行ないます場合に、その方法といたしましては、公共事業費その他の経費の予算計上面あるいは執行面における調整もございまして、

〔塩川委員長代理退席、委員長着席〕  
また、地方に對する一般財源の同じやうな調整もあると思ひます。したがって、ただフィスカルポリシーを地方に對する一般財源の付与だけで考えるということではないと思つております。そのフィスカルポリシーの一環として、地方に對する一般財源の付与の面においてしかるべき措

置が必要なのではないかという考え方で、四十三年度あるいは四十四年度の交付税の特例措置を行なわれたことは事実ではございませんけれども、フィスカルポリシーは、ただそういう地方に対する一般財源の調整のみに期待しておるというわけではないと思っております。

それから、国の一般会計から交付税の特別会計に繰り入れる金額については、交付税法に定められていた定率によって一般会計を通さずに直接に特別会計に繰り入れるということにつきましては、四十四年度予算の際にも、自治省からそのような考え方が私どもに示されたこともございました。しかしながら、われわれは、地方交付税はやはり国が地方に対して財政調整のための金として支出しているものであるというふうに考えております。この考え方はあくまでも一般会計の歳出を通じて交付税の特別会計において配付すべきものであるというふうに考えております。

○太田委員 いまの山本委員からのお尋ねに対する御答弁、それから、先ほどの私の質問に対する御答弁等を総合いたしまして、われわれには意に満たない点、不十分な点、わからない点、たくさんあるわけです。あるいは答弁が矛盾があると考えております。したがって、本件について、交付税の明年度からのあり方についての御答弁等については、もう少し御検討の上、画一性あるお答えをいただきたい、こう思います。

一応そういう意味で私も打ち切っておりますので、満足しておるわけじゃない。特にフィスカルポリシーなんというところに私は絶対反対であつて、そんなこと言っておるから、いまの公営企業等に対して、ギャンブル収入の幾らとかをさき与えて若干の金利の低下をはかるなどというみみっちいことになるわけです。私は自治省も、自治省は何も地方公共団体の味方だとは私は最近では思っておらないから、この間までは味方であったが……もう少し統一見解を明らかにしていただきたいのです。

そこで、次の質問に移りますが、いま申し上げ

ましたギャンブル収入ですね。大蔵省はギャンブル収入についてどう考えていらっしゃるのですか。地方公営企業等に金利の引き下げをはかるためにギャンブル収入の何%かを吸い上げるといふ、こういう政策が本年度とられておるやに伺っておるわけですが、大蔵省はこれに対してどうお考えですか。

○相沢政府委員 地方公営企業の経理が交通会計等におきまして非常な危機にあるというふうなことからしまして、公営企業の対策をいろいろの面において講ずべきではないかということが前から議論になっておったわけでありまして。しかしながら、公営企業金融公庫の利下げ等につきましては、かなり国の財政負担が必要となるといふようなことなどがございまして、なかなか両省の間で話が進展しなかつたのでございまして、そのうちに、自治省から公営競技の売り上げ金の一部をさいて公営企業にこれを、どういう形かは今後の問題だけれども、それを抽出しまして、その抽出した金の運用益をもつて公営企業に対する貸し付けの利率を下げたいという話が起つてきたわけでございます。

私も、公営競技の収入に地方団体が依存することにつきましては、従来いろいろな面におきまして問題があることを承知しておりましたが、そういうような形で抽出をいたしまして、それが公営事業一般の財政の健全化に役立つことであれば、これは一つ前進ではないかというふうに考えてまして、これに協力するという体制をとっているわけでございます。

○太田委員 ギャンブル収入に対する見解というものは、大蔵省も自治省も、いわば政府といたしまして、いまのお話しのような考え方で統一されておると思えてよろしいですか。必要なことだ、いいことだ、いわゆる是認しておるわけですね。○相沢政府委員 公営競技自身につきまして、これは私個人の見解になるかもしれませんが、これはいろいろ問題があるかもしれませんが、存じております。しかしながら、現在の地方財政の状況その他

から考えますと、これを直ちに打ち切るというふうなことになるかと、いろいろな面におきましてな問題が発生するのではないかと、したがって、戦災都市その他の都市におきまして、財政上の必要から今後も公営競技を続ける必要があるのじゃないかというふうに考えておりますが、その公営競技の存廃問題とは別に、公営競技に伴う収益の一部を公営企業金融公庫に拠出したしまして、それを公営企業の財政の健全化に役立てるということになれば、それはけっこうな話ではないかというふうに考えておるわけでありまして。

○太田委員 それはあなたの考え方として聞いておきます。金であるなら何でもいいという考え方、いささか三億円の犯人に似ておるんじゃないですか。だいじょうぶですか。

それで佐々木さん、あなたのほうはギャンブル収入は一体何%。幾ら公営企業の金利の引き下げに使うのですか。正確な数字をお知らせください。

○佐々木説明員 まだ案として、最終的にまとまっております。大体売り上げの1%程度のものを当分の間抽出をさせていただきたい、こういうふうに考えております。今後の売り上げの増加状況等によりましてあるいは数字が変動するかもしれませんが、私ども、大体今後十年間ぐらいで約二千億程度の原資が集まるものというふうに見込んでおります。

○太田委員 ギャンブル収入に対して1%程度の吸い上げを行ないたい。ギャンブルにたよるといふことはギャンブルに頭を下げることで、ギャンブルそのものを否定するという根拠はないわけですね。

それから佐々木さん、あなたいつかテレビに出ていたが、なかなか男前であつたし、あのときの対談も印象的であつたのですが、何かギャンブルを今後奨励して、二つの市町村がふやしたというようなことをおっしゃっていらつしたんですか。施行市町村をふやしたんですか。

○佐々木説明員 公営競技につきましては、昭和三十六年に御承知のように公営競技調査会の答申をいただきまして、それがその後における政府の公営競技に対する基本的な方針になっておるわけでございます。現在公営競技を実施いたしております市町村は、いまの公営競技の規定によりまして、無期限にこの施行が認められておる団体と、期限をつけて認められておる団体とあるわけでございますが、期限をつけて認められておる更新の更新を行なつております。それで先般、この更新を必要とする市町村分につきましては、更新を行なつたわけでありまして、公営競技の実施団体につきましては、競輪につきましては七団体、それからモーターボートの施行につきましては五団体、六団体だつたかと思つております。そのうちの施行の市町村をふやしております。一方におきまして、十二団体ばかりの団体がこの開催権の更新を申請しなかつたのでございまして、これはある程度県の指導によりまして、たとえば岐阜県におきまして競輪の施行団体が二十団体ふえておるわけでございますが、これらは最近の災害復旧あるいは学校、農業構造改善事業等におきまして、ここ二、三年、従来の財政規模に比べて相当事業量がふえるというふうな見通しのある団体につきまして、その開催権を認めたいわけでございます。もちろん、この開催にあたりましては、これらの市町村が組合を結成いたしまして、組合施行でその地域の競輪場の主催団体に加入をしていく形をとるわけでございますが、実質的には、この公営競技の収入の分け前にあずかる団体としての指定というふうな意味になるかと思つております。そういうことで、特に財政需要のあります団体につきましては、この更新の機会に組合を結成して、この組合に加入をさせるというふうな形で開催権を認めるといふ方針をとつておるわけでございます。

○太田委員 大臣、ギャンブルということですね。東京都の美濃部知事がギャンブル廃止ということをおっしゃつたら、自治省のほうからは、

何を言っているんだ、ギャンブルを廃止するよう  
な金があるなら、地方債でも返したらどうかと  
か、何とかかんとかけちをつけられたというわ  
さも流れておるわけでありませうけれども、ギャン  
ブルについては、警察においては今度警備的な警  
察官の配置はしないというようになってきた  
わけです。これは、一つは、将来だんだん規模  
を縮小し、本来あるべき姿にもつていこう。たと  
えば、犯罪の温床であるならば、犯罪をなくす  
ために、開催日の制限をする。なるべく平日には  
開催をしないというように考えたという  
ことで、たしか当時予算委員会において答弁が  
なされておりました。そういうように純化してい  
くという傾向のあるときに、これがなるべ  
く多くの収入をあげて、多くの収入をあげた中か  
らあなたのほうが一%を吸い上げて、それを公営  
企業金融公庫の貸し出し金利の引き下げに使  
おう。十年間に二千億円ぐらいつくる予定だ。こ  
ういうことになる、ますますこれは奨励しなけれ  
ばなりませんね。ギャンブル奨励ということ  
は、大臣としてはどうお考えですか。

○野田国務大臣 私、率直に申しますと、ギ  
ャンブルというのは奨励すべきものではない。い  
まお話しのとおり、できるだけこれを純化してい  
くし、純化するというたてまえからいって、その  
結果これが縮小されるという傾向をたどること  
になることはちつともいけないとは思っておりま  
せん。ただ、これは御承知のとおり公営企業法でや  
っておりますのと、別に法律があるからいいとい  
うのじゃありませんが、従来の地方財政に對して  
相当な貢献をしたことはわれわれ認めざるを得な  
い。現在も土地によつては地方財政に相当寄与し  
ている。これもわれわれはそのありのままの姿を  
認めざるを得ないのでございます。

そこで、私はこの前もお答えいたしましたのでござ  
います。東京都知事がこれの開催をやめるとい  
うようなことであります。私はその節も、こ  
れはもう執行部の考え方、また地域住民の考  
え方、自由な考え方、やめたいところはやめてい

い。しかし、いまも佐々木参事官が申しましたと  
おり、地方においてはもう少し続けてもらいた  
い、それから、さらに財政上の都合によつては新  
しい希望者も出てきておる状態でございます。  
これらはやはり地方自治団体の現状に即して  
いま行なつておりますからこれはやはり無視す  
ることはできないというので、今度新たなこれらの  
施行団体の取りかきめをしたと思ひますが、大局  
的に申しますと、ギャンブルそのものは決して好  
ましいものではない。奨励すべきものではない。地  
域住民の意向に従つて、われわれはこれを尊重し  
て、廃止するところはちろん文句なく廃止され  
ていい、こういう考え方を持っております。

○太田委員 過去のことは貢献したという点もあ  
ろうと思ひますが、しがない国民の夢をい  
たずらにしようというわけではありませうけれ  
ども、ギャンブルそのものに対して、これをさら  
に一そう奨励していこうという考え方が自治省の  
中のどこかにあるとするならば、あなたの考え方  
といささか方向が違ふ。私はその点について非常  
に疑問を感じますけれども、大臣のお話のよう  
に、奨励すべきものではない、純化すべきもので  
あるという点については、大いにひとつ政策に反  
映していただきたい。

そこで、大蔵省にお尋ねしますが、国鉄に對し  
て四百八億円の財政再建債の発行を認めたとい  
う。それから、同時に本年度の支払い利息をた  
な上げし、その支払い利息に対する利息の補給を  
行なつたでしよう。こういうふうに身軽にして  
おいて、大いに財政再建をしようと思つておる  
が、私どもから考えると、そんな程度のことでは  
国鉄の再建もできぬと思つておる。思つては  
ありますが、地方公営企業なんかの場合には、  
いまのギャンブルの一%、百億とか幾らという  
うな程度で金利を六分五厘に下げるなどという  
は、そんな抹消的な対策で立て直してはできる  
ものではないでしよう。だから、これは全然別  
のワケの中に入つた議論になつておられます  
けれども、大蔵省いかがですか。思ひ切つて  
公営企業財政再建

債などを大幅に認め、十年間据え置きとか、二  
十年間据え置きとか、そして、その後において  
補給を考へるとか、そして、何か抜本的な対策  
というものをこの際考へるべきじゃなからうか。  
国鉄と地方公営企業との間の差別待遇が大蔵  
省にあるような気がしますが、この際ちつと聞  
きたいと思ひます。

○上村政府委員 太田先生も御指摘のように、  
公営企業の問題につきましても基本的検討する  
時期に来ておるのであらうというお考え方に  
つきましては、私どももそういうような感じを  
持つておるわけでございますが、いま具体的に  
どうというわけでございますが、まだ申し上げ  
る段階にはなつていない、こう思つてござ  
います。

○相沢政府委員 若干補足いたしますと、公  
営企業の財政再建につきましては、御案内のと  
おり、財政再建のための再建債の発行、それ  
から利子補給というものが現在も行なれて  
おります。昭和四十四年度からでございます  
が、現在、百五十五事業、再建債で五百  
十六億円を許可いたしております。利子とい  
はしましては、昭和四十二年度分として十二  
億二千九百九十九万円を交付しております  
が、四十四年度も所要額を計上いたしてお  
ります。

それから、さらに公営の、たとえば地下鉄  
事業につきましても、現在も運輸省の予算で  
地下高速鉄道建設補助金というものが計上  
されております。四十四年度で営団の地下鉄  
分を含めまして六十三億一千三百万円、そ  
の他下水道、上水道等につきましても、そ  
れぞれ各省予算で補助が行なわれてお  
ります。

また、地方債の面でもいろいろと配慮を  
行なつております。また公営企業金融公庫の  
貸し付け利子につきましても、上水及び下  
水につきましても、一般の金利七分三厘に  
對して三厘下げの七分にするほか、償還期  
限の延長など、不十分ではございませう  
けれども、できるだけだけの措置を大蔵省  
として考へておるつもりでございます。

○太田委員 あなた、こまかいことをおし  
やつたけれども、とにかく大都市が過密化  
してきて、過疎地帯があらわれたり、そして  
人口の大都市集中があらわれたその基本とい  
うのは、あなたのほうの国土開発基本計画  
からきておるのではありませんか。して  
みるならば、そのしわ寄せを受けるところ  
の住民並びに地方団体等につきましても、  
十分な配慮をなされなければならぬ。道路、  
港湾等の公共投資においては十分な配慮を  
なされておるにかかわらず、いまの公営企  
業というものは、水道や国民健康保険等  
については、それらでかつてにやれとい  
う態度じゃありませんか。たとへば今  
度の財政硬直下におけるあなたのほうの  
いろいろな計画を見ると、第三次防衛計画  
においては五カ年で二兆三千四百億、海  
外援助費は五カ年で一兆八千億、第五  
次道路整備五カ年計画では六兆六千億、  
こういうふうな膨大な金額が見積も  
られておる。にもかかわらず、過密過疎地  
帯等に対する予算措置というものは、何  
だかんだ入れて、起債まで入れても一  
千億そこそこ、こういうことでありま  
しては、それはナショナルミニマムで  
すか、国民として維持すべき最低水準、  
市民として、住民として維持すべき生  
活水準というものは確保できる道理は  
ない、こう思つておる。いまの地方公  
営企業の利子だつて十二億円交付  
した、一体十二億円というものは元金  
幾らに対する利息ですか。これを全額補  
給してよろしいじゃありませんか。今  
後は全額補給する、これが確約され  
るなら、私もあなたの、いまのあれも  
やつたこれもやつたということに對して  
、ああ、けつこうでございましたと言  
ひましよう。いかがですか。

○相沢政府委員 公営企業の再建債利子補給金  
は、先ほど申し上げました十二億とい  
うのは昭和四十二年の実績でござい  
まして、昭和四十四年度予算では十七  
億一千百万円を計上いたしております  
。利子の補給金額は、三分五厘をこ  
えるものにつきまして四分五厘を限  
度として補給するとい

うことになっております。

○太田委員 私にはそんな小さいことを聞いておるわけではない。どんなやりくりができなくなっているんだから、いまあなたのフィスカルポリシーなんというお考え方がかたくなりつつあるようですから、それによってどんなにあやつられたところでこれはしかたがない。政府がそういう政策をおとりになり、その政策に関する予算が国会を通過すれば、自由民主党とともに政府は責任をお持ちになっておやりになることですから、国民が困ったということは、その政府の政策でありまして、それはやむを得ません。やむを得ないことであるけれども、政策樹立にあたっては、いまだとえば過疎地帯に対しては学校統合というような問題がある。あるいは大都会におきましては、人口急増によって学校急増対策がある。いろいろなことが考えられておりますけれども、大都市周辺においては仮校舎、仮教室をつくってやっておるなどというのがずいぶんたくさんある。それから、地方においては、小中学校の統合問題が起きて、その非常な財政需要に困っておる。それからまた、大都市そのものが、人が多くて収入も多いようでありまして、なおかつ公害企業等においては、いまの話のように、ギャンプルから一%売り上げの頭をはねて、そうして将来十年間二千億くらいつくって、若干の借り入れ金の金利の補給に回したい、こういうことでございます。これは国鉄に対する態度と全然違うじゃありませんか。国鉄は運賃値上げが中心をなしておりますけれども、利子のたな上げによる利子の利子、これの補給というようなこまかい芸まで行なわれて、そうして、そういうような負担はさせない、こういうことがあるのですが、どうも地方団体に対するものになると、一ぺんに冷たくなってしまふ。思い切って、必要な金は借りなさい、起債も認めましょ、公営企業金融公庫に対してもむずかしいことは言いません、幾らでも必要な出資を認めましょ。そして、その所要財源については心配なし、あとで元金だけ返してくださればよろし

いから、利子は金額補給しましょうというくらいな大手術をしない限り、これは何ともならぬと思うのです。私は、一番気に入らないのは、ギャンプル収入を使っておるというのを言っておるわけなんですけれども、自治省いかがですか、これは、佐々木さん。

○佐々木説明員 現在、公営企業金融公庫は、いわば地方団体の共同の市場公債の募集機関になっていっているわけですね。それで、この金利は、御承知のように政府保証、表面利率七分三厘のものを市場で集めましてそれを貸し付けしておりますけれども、現在そういう発行費用なり事務費なりというものは国の出資でまかなっておるわけでありまして、これについてこれ以上金利を引き下げるといふことになりまして、現在の段階におきましては、地方団体がみずから手でこの金利引き下げをはからなければならぬ情勢にあるわけでございます。そういうような意味で、私もは、現在の段階におきましては、いわば地方団体からいたしますと一割強の団体が施行しております公営競技につきまして、その収入のうちから一部を全地方団体のために供出をいたしたくというところは、やはり非施行団体と施行団体との財政のバランス上から見ても、その措置としては適当ではないだらうか、こういうことを考えておるわけでありまして、もちろん、国のほうからこうした面につきましての財政措置があることは望ましい姿勢ではありますけれども、ただ現在の公営企業の考え方からいたします場合に、何もかも国のほうからの助成にまづというところは、はたしていかかなものであらうかという感じがいたします。

ただ、お話しのように、いろいろな社会経済情勢の変動に伴いまして、公営企業が企業努力のみによってどうしてもやっていけないというふうな面が出てまいります場合には、それぞれの原因に応じた対策というものがとられるべきものであらうというふうに考えておるわけでありまして、その点につきましては、さらに私も企業の実態に応じました措置を検討を加えて研究してまいりたい

い、かように考えております。

○太田委員 それでは、佐々木さんちょっと伺いますが、新全国総合開発計画によれば、大型開発の構想があるわけですね。これは一年間に一兆ないし二兆五千億ぐらいの予算を考えていらつしやるように思ふのでありますが、これは即ち在来の市町村というようなワクを越えて、日本政府が日本列島をこう改革したいという大胆な計画から出たものですね。これに対する財政需要というものを、いまあなたのおっしゃるように、一々めんどろ見られないよ、何もかもめんどろ見るわけにいかないとなれば、新全国総合開発計画の裏負担というものは、今後の地方財政に対しては非常に大きなものとならなければならぬね。これは想像されておりますか、金額において。

○佐々木説明員 まだこの計画は策定段階でございまして、私もこの内容につきましては数字的に確定しておるというところはまだ聞いておらないわけでありまして、ただ、これからのいろいろ大きな計画につきましては、おそらく国がその責任において実施すべき分野もありましょ、地方が分担すべき部分もあるかと思ひます。そういう面につきましては、それぞれの事業の実態に応じた財政措置というものは当然考えていかなければならぬというふうに思っております。

○太田委員 十分に財政措置を考へるという考え方があつたらば、大都市圏の交通体系の整備というのにも新全国総合開発計画にはあるわけでありまして、これは即ち地下鉄を敷設しようが、あるいは高速鉄道敷設しようが、ターミナルをつくるのが、駐車場をつくるのが、ともに相当大型の予算を必要とするものであります。それを、いま大蔵省の相沢さんがおっしゃつたように、運輸省から一〇%程度の補助金が出ておるから云々という、一〇%というところは百億の中の十億でありまして、残りのほうが多いわけでしょう。一〇%は自慢にならないわけだ。あれをふやそうとして、運輸省の鉄道監督局でありますか、運輸省が一生懸命に大蔵省に日参したけれども、大蔵省のほう

は、いやそれはもうだめだ、これまた横にかぶりを振られたわけでございます、全然話にならない。その後新全国総合開発計画は、とにかくその方向に向けてすべてが動いていると見なければなりません。ならば、いまだに公営企業から公営企業の交通体系だけにしても、少なくともその輸送手段の建築物をつくるということ、これは地下トンネルであれ、地上の道であれ、それに対して相当思い切った助成をするのはあたりまえじゃありませんか。私は何も三分の二とか四分の三という数字を言うわけじゃありませんけれども、少なくともそういうものを地方の住民の負担によつてやれ、その関係者の努力によつて切り抜けるということ、はたらかしサービスに相なる、そういうことだ。それでもって、やるべき金を、六百九十億余つた余つた余つた、余つてははたらない。余つてははたらないの六百九十億余つたというふうな言い方で控えてしまった。私は、それでは地方のほうはたまたまのものじゃない、こういう気がするのです。新全国総合開発計画というものは、具体的にいまこれが第一年度に入つたとか、第二年度に入つたということじゃないでしよけれども、それに向かつてすべてが再編成されていることは火を見るよりも明らかなこととす。これは財政的な対策があつていいでしょう。今後の財政対策はだいいじょうぶですね。

○佐々木説明員 ただいま一つの例を交通について申されたわけでありまして、先ほど申しました公営企業金融公庫の利率の引き下げという問題は、各公営企業全般を通じての問題になるわけでございます。また、その公営企業の中で、たとえば地下鉄事業といったようなものを取り出してまいりますと、もうすでに御指摘のように、路面交通の行き詰まりから、大都市における交通網というものは地下にもぐらざるを得ない状態になってきておる。こういう観点から考えます場合は、実際の問題からいいますと、やはり国のほうとしての負担すべき分野もあるであらうというふうに考えるわけでありまして、私もこうし

たものについて若干の金利引き下げで対処しようというふうには考えておられないわけですね。その事業の実質、性格に応じた財政対策は当然とすべきだというふうには考えているわけでありませう。それらにつきましては、今後これらの新全国総合開発計画等が具体化するにつれて、私も適切な財政措置をとるべきであるというふうには考えているわけでありませう。

○太田委員 自治大臣、先ほどちょっと申し上げたのですが、過疎対策も一億くらいあるといえはありますけれども、これまた非常に対策費は足りない。それから、過疎対策に至ってはこれはどういうことでしょうか。市町村道整備改良くらいでございますか、あんまりいいことないじゃないですか。もうちょっと過疎過密に対する現在の社会の改革の進行に伴うそのしわ寄せを受けたところに対する援助というものは、思い切った対策を立ててもらわなければならぬと思うのです。それで、いかがですか、過疎地帯の学校統合、これは小学校で三年間に二百校、中学校において三年間に二百五十校、これだけ統合しなければならぬ。統合するにはこれはもうあとがたいへんなんです。その建築費もさることながら、さあ通学費だ、通学交通手段だ、いろいろなことがありますが、そういう問題もひとつきめこまかにめんどろを見てもらわなければならぬと思うのですが、大臣は過疎地帯の対策について、ここの財政計画の中において一番重点は何に置いていらっしゃるのか。学校が道か、あるいは広域市町村圏か、何でございますか。

○野田国務大臣 これは太田さんの御指摘のとおり、日本全体の社会経済の推移によって行なわれたことで、全く過疎地帯というものの対策は政府としても相当重大に考えていかなければならぬ。これは私も直接お世話する自治省ですから、われわれが一番関心を持っていますが、政府全体といたしまして、この過疎地帯対策というものは、重要視しなければいかぬというところは当然でございます。そこで、今度の過疎地帯対策の重点はどこに

ということでございます。これは過疎地帯におきましても、いろいろ地域によりましてまた事情が異なっておりますが、一応私どもの考えていることは、やはり人口が急減していく。そこで一地域ではなかなか行政の事務的にもその他においても欠陥が出てくるから、やはり一応の考え方の基本としては広域行政というものをまず立てて、そうして共同の力によって行政の水準を上げていく。そのためには、ただ行政の事務的とかあるいは行政の能率をあげるということの基本には、やはりいまお話しになりましたような一つ一つの事情を實際にくみ取っていく。学校の統合ももとよりでございます。それから、たとえばスクールバスをやる場合には、道が狭ければ効果がないということとか、あるいはその他の問題が

ありますが、もう一つ大事なことは、やはりそこにあるような産業政策を立てていくか、つまり経済政策を立てていくか、これを私は重点に考えなければいかぬと思っております。これもよく太田さんも御存じのとおり、地域地域でもって画一的にはやれないことでございますだけに、この問題の対策を非常にきちんとやっていくということにつきましては、よほどの努力を必要としたしております。現在この四十四年度の財政計画でいじょうぶかという御指摘がありますれば、決してこれは満足すべきではありませんが、そういうことを根拠にして、実際の手の届いた対策を立てて、一応私申しましたような方針でこの四十四年度の財政を立てましたけれども、これらについてまた欠陥がございませうれば、当然これは是正していかなくちゃいかぬ、こう考えております。

○太田委員 長い時間やりますと、だんだんと出席が減りまして、委員会の成立があぶなくなってきたおようです。私とあなたと二人でやるのならば、それはどこかでやっておればいいのであって、そういうわけにまいりませぬ。そろそろ終わりますけれども、これはちょっとこまかい、いまの過疎地帯の話ですが、運輸省は過疎地帯の山間僻地等における人口の激減地域に対する交通機関

確保のためのバス運行費補助というのをやっているのですが、自治省は、これは本年度の交付税の中に入っているのですか。これは特交でおやりになるのですか。何でおやりになるのですか。

○首藤説明員 ただいま御指摘の運行費補助の地元負担につきましては、特別交付税をもって適切な措置をいたしたい、こう考えております。

○太田委員 それは運輸省と同額でございますか。

ちよっと私もよく承知をしておりますが、国保の赤字対策につきましては、事務費のみならず、いろいろ原因があるかと思われましますので、それらの実態につきましては、なお今後検討の上しかるべき措置が必要であらうというふうに存じております。

○首藤説明員 お説のとおりでございます。

○太田委員 それからもう一つ、国民健康保険税についてお尋ねしますが、国民健康保険税は、給与所得のある方は前年度の住民税に対して課税されるのでございますか。これは国民健康保険に移りました場合には、前年度に住民税がありましたときにその所得割住民税に対してかけられるようであるから、そのために失業した者がたいへん困っておるといふ話もあるわけですね。しかし私は、それはそれとして、このごろ非常に高いですね。国民健康保険の保険税が高くなりまして、一人当たり三千円以上も出さなくちゃならぬということはいへんかと思ひますし、そのために一般会計からの繰り出し金も相当の金額、一つの市町村で何千万というようになっておるでしょう。この三千万円、四千万円という繰り出し金をしなればならぬということについて、私は大蔵省にこの際お尋ねしたいのですが、事務費というのは全額国庫負担でございしたね。それが不完全補てんをされておりましたのでありますが、現在その不完全補てんをされておりましたために生じた累積赤字、これは解消しておるのですか。それとも、地方の負担によって何とかやりくりされておるのではありませんか。この点はいかがでございますか。

○相沢政府委員 国保の事務費の負担につきましては、毎年度予算折衝の際にその増額が特に強く要望されておりましたので、私もとしまして、できるだけこの問題につきましては配慮を払ってきただけでございます。その国保の事務費の負担増額に伴う赤字の累積等の現状につきましては、

ちよっと私もよく承知をしておりますが、国保の赤字対策につきましては、事務費のみならず、いろいろ原因があるかと思われましますので、それらの実態につきましては、なお今後検討の上しかるべき措置が必要であらうというふうに存じております。

○太田委員 そのことはこう理解していいのですか。国保関係というのは非常に地方団体にとりましては重荷になっているわけですよ。私はあなたに国民健康保険のことだけ取り上げて申し上げるのには、たとえばそういうところに盲点があるとして地方では困っているということ。だから財政的にゆとりがあるということは大間違いだということをお申し上げしておるわけでありまして、たとえば国保の事務費だけの負担でも、あれは全額負担であつたのに、その金額は精算計算じゃありませんから、そのために不完全補てんになってしまつて、赤字は超過負担の形をとってどんどん累積されておるはずなんです。そういうものを全額解消するくらいこの際おやりにならないか。だから地方にまかしておいて、あなたのほうは何かやりくりなさいますよということではいささか人情がない話だ、こういうことです。

○相沢政府委員 国保の事務費につきましては、その負担の実態を四十二年に調査をいたしまして、そのうち超過負担と目される部分につきましては四十三年度以降三カ年間で解消するということにいたしましたので、所要の財政措置をとっております。

○太田委員 それは具体的にどういう財政措置ですか。

○秋吉説明員 こまかな御指摘でございますが、本年度で申し上げますと、一人当たり三百四十円の単価につきまして一三・二％アップで三百八十五円の単価設定をいたしまして、国費は十分の十でございますから、所要額十八億三千万円の国費の予算の増額計上をいたしております。

○太田委員 これは四十二年までの赤字については、来年度において累積赤字は全部解消し、四十三年以降は赤字を生じていることはない、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。事務費だけでいい。

○相沢政府委員 これは地方団体のいわゆる超過負担の解消につきましては、四十三年度の予算編成の際に、自治、大蔵両省で覚書を取りかわしておりましたが、その備考に、今後——と申しますのは四十三年以降でございませう。今後三カ年間に超過負担の解消をはかるということになっておるのであります。そこで、国保の事務費の超過負担につきましても四十二年に調査いたしましたしたが、その調査結果に基づきまして、超過負担のうち国の責任に期すべきものと認められるものにつきまして四十三年以降三カ年間で解消するということになっております。したがって、その超過負担をおおむね三年で分けて、四十三、四、五年で、四十五年度になりますとこの事務費の超過負担が解消されることになるわけでございます。

○太田委員 覚書というものは常に問題を生ずるのですが、一ぺんこの際その覚書をあとで自治省がありましたら出してください。お願いをいたします。

○鹿野委員長 本会議散会後に再開をすることとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後三時十一分開議

○大石(八)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所要のため出席がおりますので、委員長の指名によりまして理事の私がその職務を行います。

質疑を続行いたします。依田圭五君。

○依田委員 給与改定についての財源をちょっと最初にお聞きしたいと思います。

これは大臣にお聞きしたいのですが、私の理解では、財政計画の一四ページですが、千二百五億円、これは去年のを平年度に直したただけですから問題ないとして、五割の分として五百九十七億、これがのっかっておる、こういうことになっておるわけですね。給与関係経費の(付)ですね。そのうち、Ⅱへきて追加財政需要でマイナス三百五十億、これはどういふわけですか、マイナスになっておるか、まずこれからお聞きしたいと思います。

○佐々木説明員 この追加財政需要のマイナス三百五十億、この数字は、昨年度はこの欄に給与改定見込み額分といたしまして七百五十億、それから災害等の追加需要といたしまして百億、合計八百五十億の経費が見積もられておったわけでございます。本年度の場合におきましては、ただいまお話のございましたように、給与改定財源につきまして約六百億を給与費のほうに振りかへ計上いたしました。この欄の数字は災害関係経費並びに給与関係経費といたしまして約五百億を見積もりました。計上してございませう。したがって、昨年度の八百五十億と本年度の五百億、この差額の三百五十億を減の数字として立てたわけでございます。この欄は増減だけ計上してございませう。で、こういうふうな数字になったわけでございます。

○依田委員 そこで、ことし必要な経費は大体どのくらいを予想いたしておりますか。まあことし完全実施ということを要求されておるわけですね。去年は一ヶ月上げました。ことしの見通し、これは勧告が出てから十分それを尊重して考えたという御答弁になると思うのですが、それらについて、たとえば完全実施の場合にはこういう財源が要る、それから昨年どおりであればこういう財源が要る、それから一カ月がらばった場合にはこれだけの財源が要る、こういうふうな試算があればここで明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐々木説明員 昨年度の場合と全く同様なペース改定が行なわれるということになりまして、昨年の場合には七月実施、七・九%アップということでございます。そののとおり勧告がもしあるということになりますと、一般財源ベースで九百五十億の所要額になるわけでございます。これが五月実施ということでは昨年度の場合と同じペース改定が行なわれるということになりますと、一般財源ベースで千二百億というものが所要財源として見込まれるわけでございます。

○依田委員 そうしますと、ちょっとお聞きするのですが、ここで追加財政需要のマイナス三百五十億は増減であるからというので、これはこの中で結果的には五百億ばかり計上しておる勘定になるわけですね。そこで五百九十七億と、この五百億の中から災害関係が昨年は百億ありました。八百五十億で百億あつて、七百五十億が計上されておったわけですね。百億ということになると、これはどのくらい災害関係を見込んでおるか、これはまた御答弁いただきたい。かりに百億と仮定しても、五百九十七億と四百億ですから九百九十七億、この程度しか現在の財政計画の中では見込まれておらない。昨年並みで千二百億要るといふことになる。昨年度並みで千二百億要るといふ、どういふような措置をなさるのか、それを御答弁いただきたいと思ひます。

○佐々木説明員 この財政計画で見込んでおります給与改定財源の見込みは、ただいまお述べになりましたように、給与改定費のほうにおきまして五百九十七億、それから追加財政需要として、この災害復旧関係の経費並びに給与費としまして、まるく五百億ということにいたしておりますが、これは昨年の場合と全く同様に実施をした場合といふものを一応想定いたしまして、国の場合とはほぼ同じ態度でこの財政需要額を見込んだわけでございます。ただ現在の段階におきましては、その勧告のペースが一体どの程度になるか、あるいはまたその実施の時期というものは全く見通しの立たない段階でございますので、昨年の場合と全く同

じような計算をした場合には大体この程度の財政需要が必要であらうということで見込んでおるわけでございます。

○依田委員 去年は八百五十億のうち百億が災害で、七百五十億だった。それは前年度の四十二年の額ですから、去年は一カ月上げました。ですから、七月に実施をしたわけですね。七月まで繰り上げた。ですから、百億ぐらゐの数字がまた追加になっておるわけですね。ことしは、それが平年度化してくるわけですね。それからさらに、来年度また当然同じぐらゐのアップがあるとすれば、これまた百億、正確には百七億ですか、そのぐらゐの金額が必要になってくるわけですね。そうしますと、私の考えでは、二百億近くは必要になってくる、こう思うのです。それから、政府のほうは、他の委員会では、ことしは無理だ、これは大臣が二、三日前の本会議で答弁しておりました。ともかく総定員法のときの答弁でもしておりましたが、完全実施はことしは無理だが、四十五年には実施をしたい、できればことしじゅうにも完全実施の方向へ努力をしたいということを言っておりました。せめて昨年並みに一カ月上げると仮定しても、さらに百億以上要るわけですね。約百十億近く要るわけですね。そうしますと、三百二十億ぐらゐの金がかみで要るということになってくると、この財政計画の中では、少なくとも去年並みでも約五十七億の不足を来す、それから六月実施ならば百六十億の不足を来すと私は思うのです。が、どうですか、それについて御答弁願ひたい。

○佐々木説明員 ことしの給与改定の所要財源見込み額の計算におきましては、すでに昨年のペース改定が行なわれたという計算をいたしまして、すべて平年度計算に直しまして、これをもとにしてこのペース改定額を計算いたしております。したがって、昨年と全く同様なアップ率で七月実施ということになりますと、この金額で十分間に合うわけでございます。ただ、これが一カ月繰り上げということになりますと六月実施になりますと、期末手当分がまた所要額として出てまいりま

す。六月実施の場合には、昨年の改定率と全く同じ率で一カ月繰り上がるということになりますと、約百七十億前後の一般財源が不足になるということになるわけですが、ただ、先ほど申しましたように、現在の段階におきましては、このアップ率の見直しはまだついておらないわけでございます。また、実施の時期等については未確定の状態にあるわけでございますから、この計画としましては、昨年の場合と全く同じ計算をいたしまして、ただ基礎は、四十三年度の給与改定をいたしたあとの数字を用いまして所要額の計算をしておるということになっておるわけでございます。

○依田委員 ちよつと私理解できないので、もう一ぺん聞きますが、ことしも当然改定があるわけですね。さらにその改定率というものは、去年よりもつとむきしい条件下に置かれておると私は思うのです。下期に不況でもくるのならいざ知らず、ともかく膨大な財政をやっておるわけですから、去年は四・八でやりましたが、ことしは公然と五％は上がると政府も答弁しておるわけですから、アップ分だけでも昨年よりもつと高くなる。しかし、昨年と同じと仮定しても百七億ぐらいの金額が要るではないか、それをやっぱり上のせしなればもうそである、こういうふうに私は思うわけですね。去年は一昨年のものにさらに七月分を、これは繰り上がったわけですから、別にあらためて一カ月分だけ追加しておるわけですよ。ですから、あなたのおっしゃるように九百九十七億では、ことしの財源では、とうていこれはアップ分が出てこないといふ私思うのです。ですから、六月実施の場合には、一カ月分だけを私は言っておるものであって、ボーナス分は全然触れておらぬわけですよ。あなたのおっしゃるように百七十億かかるということになると、これはまたもつとたいへんな金額になってくる。言いかえれば、六月に上げることは全然考慮しておらぬということに私は理解せざるを得ない。ここにやる予備費では、とうてい

いこの財源には充当できない、不足だというように、最初から政府のほうは六月実施ということとは全然考えておらぬというふうにも勘ぐって理解せざるを得ないと思うのですが、その辺の御答弁を願いたいと思います。

○佐々木説明員 昨年の場合は、七月実施で、一般財源所要額が八百七十億でございます。そうしたベース改定を実施後の給与を基礎にいたしまして計算したわけでございますので、四十四年の場合に昨年と同じ改定率で七月実施をいたしました場合には、この数字で十分間に合うわけでございます。ただ、六月実施ということになりますと、六月の分は期末手当分を含むわけでございますので、この六月分に限り、一カ月分としましては約百七十億ぐらいの一般財源が要る、これは一カ月の給与と期末手当分を合算して百七十億の一般財源所要額が出てくるということになるわけでございます。ところが、これはあくまでも前提があつて、昨年と同じベース改定の率でやったということを前提にした場合の数字でございます。

○依田委員 それでは、前段はいいとして、同僚議員にまた詰めてもらいますが、後段で、政府のほうは四十五年に完全実施をしたい、これは総定員法の答弁の中で大臣が言っておられることでもあります。にもかかわらず、この予算の中で六月実施の片りんさえ――私は昨年でも足りないと思つております。しかし、いま質問事項がたくさんありますから、それはあなたの答弁を一応了解するとして、一昨年のベースアップ分を去年の七月に上げて、そしてことしは改定分だけでも百億以上の金が必要、それを上のせすると、これは不足を来す、とうてい九百九十七億では足りないといふ私は思つております。

大臣に聞きたいのですが、総定員法の答弁の中で、おそくも四十五年を目途に完全実施をする、できればことしやりたい、こういうことを言っておられます。これについて、こういう膨大な財政欠陥を起こすのですが、人事院勧告を尊重するといふ姿勢とあわせて、もし六月実施が出ました場

合にはどういふような処置をなさるのか、総予算主義との関連もありますし、御答弁願いたいと思ひます。

○野田國務大臣 私は依田さんにさつとばらんに申し上げますが、この予算編成のときも注意をしたのです。政府は四十五年度では完全実施、四十四年度ははつきりいらない、私も大体そういう感触を持っております。これはできるだけひとつ完全実施に近づくと、近づこうというのは、ほとんどみんなの考え方でございます。

そこで、どうして財政措置をするか、御承知のとおり今度の四十四年度、そして四十三年と四十二年の三年は、一カ月繰り上げというこの前提でなく予算がつくられております。そこで、あの勧告に近い一カ月の繰り上げをやったのです、そのときも、やはりどうして財政措置をするかというのを打ち合わせまして、大体可能かどうかというのをいろいろな財政の処理をいたしたのでございまして、これも、いまお話しのとおり、これは勧告のベースによりまして、同時にさらに一カ月繰り上げということが、全然私どもは最初から予想しないことでもございせんが、これはやはり勧告を見なければいけません、それから地方公務員は大体国家公務員に準じてやっております、これは国家公務員に対する給与の姿勢も考えなければならぬという一応の予算の編成をやったのであります。もしかりに一カ月繰り上げた場合には、当然これは財政措置をするのでございまして、技術的にそれをどう持ってくるかということを実は私からはつきりお答えできませんが、その点は私自身がその当時注意したことを覚えております。しかし、これは事務当局としてはこのつくり方は当然だと思ふ。まだ何ら政府の姿勢がきまらぬ前に事務的にこれを処理するといふこと、これはまた間違つたやり方でございますから、いまとつておきますところの予算措置、たとえば予備費五百億を投ずる、こういうやり方というものは私は間違つていないと思ひます。はつき

り申し上げておきます。一カ月繰り上げた場合の財政措置というものは、技術的な問題でございまして、当然これは措置をしなければならぬこととございまして。ただ技術的な問題について、私があの金をこうするといふことは私自身ここでは御説明できませんが、腹がまえはそういう腹がまえであります。

○依田委員 人事院は、人事院勧告を完全実施されなければならぬというたてまえにある機構ですから、それを当然尊重する。きまれば金は出さなければならぬ。しかし予算上、その金の出どころがない。また総合予算主義のたてまえからいへば、去年並みでも足りない。それは節減なり何なりでやっていくのかということも聞きたいのです。予備費から出すと言つたつて財源がない。それから節減しろと言つたつてそんなにたつてにできるものじゃないということになりますれば、一体、その膨大な金額をどこから出すのか。やはりそのお見通しなくして、完全実施はします、きまればどこからかひねり出しますということでは、私は答弁にならぬと思うのですが、どうでしょう。

○佐々木説明員 この給与改定の実施時期の問題、それからベースアップのアップ率の問題、この二つがかみ合つてその財源所要額が出てくるわけでありまして、この給与改善に必要な経費というものが、現在財政計画上、見積つております額を上回つた場合におきましては、その上回つた額の多寡によるわけでございますけれども、それほど大きいものでない場合におきましては、一般行政経費に包括計上されておりますこの五百億の一部をこれに充当するということも考えられます。またさらにその時点におきまして、地方税収入等の収入状況等にもらみ合わせまして、最終的には、場合によつては特別交付税措置といふことも考えられるかと思ひますが、その時点におきまして、地方団体におきまして、給与の支払い財源に不十分なことにならないように考え

てまいりたいと思っております。

○依田委員 去年の資料にはだいぶ詳しく書いてあったのですが、ことしの資料にはちょっとないように私思うのでお聞きしますが、六月と、それから府県、市町村に分け、また不交付団体と交付団体に分け、国庫負担は別として、一体どのくらいの財源が要るかわかりですか。

○佐々木説明員 給与改定の所要見込み額は、六月実施の場合におきまして、昨年どおりのアップ率という場合には、総額で一般財源ベースで千二百二十四億という見込みでございます。この府県、市町村別の数字はまだ振り分けいたしておりません。昨年と同じように七月実施でやります場合の府県、市町村分の内訳だけが計算されておりますけれども、七月実施の場合は、先ほど申し上げましたように九百五十億でございますが、そのうち都道府県分が六百三十一億、市町村分が三百十九億、こういう数字でございます。交付、不交付の内訳はまだはっきり計算できておりません。

○依田委員 計算できていないということはどういうことなんですか。それでいいのですか。

○佐々木説明員 都道府県の場合におきましては、交付、不交付は大体動かないと思っておりますけれども、市町村分はこの交付、不交付団体がやや変動するかと思えます。ただ昨年の交付、不交付ということで分けますと、現在手元に資料がございませんが、計算したものはあとで資料として提出したいと思えます。

○依田委員 それは資料として要求しておきます。

その次に、これは大事な問題ですから、また同僚議員に詰めてもらいますが、その次の項目で、一般行政経費の国庫補助負担金を伴わない六百七十二億。これはその次の「ア」の一般行政経費の一千二百十二億、それから追加財政需要の三百五十億を差し引いた六百七十二億、十四ページの「2」の単独の予算ですが、この六百七十二億、これを少し詳しくお聞きしたいと思えます。

これは一体ことしと去年の増減、これについて

いまそこに数字がございいますか。一般行政あるいはその他特定経費、追加需要、土地基金その他について資料がございいますか。

○首藤説明員 お答え申し上げます。

一般行政経費のほうは、昨年に對しまして、お手元の資料にございいますように、一千二百十二億の増になっております。この中には先ほどから議題になっております六百億円の土地開発基金、それから百億円の財政健全化資金の計上、この七百億が特別なものとして含まれております。したがって、一般行政経費の増は、この七百億を差し引きしました三百二十二億、こういうことになるわけでございます。この一般行政経費の考え方は、国庫補助負担金を伴うものの対前年度増とか、そういうものを勘案をいたしまして、去年の計画計上の実績に一二・八％程度の伸びを見込んで計上する、こういうような積算の基礎をもつて計上したものでございいます。したがって、この中で七百億だけ特別なものが入っている、こういうことでございいます。

○依田委員 この中にはたとえば健全化資金であるとか、特定経費があるわけですね。この内訳をひとつ答弁してください。

○首藤説明員 特定な経費といたしましては、いま申し上げました土地開発基金の六百億、それから財政健全化資金の積み立ての増百億、これはほぼ税外負担等の解消に充てる財源と、このように考えているわけでございます。そのほか中小企業の構造高度化のための貸付金の地方負担分でございますとか、それから万博関係の経費でございますとか、そのようなものが若干計上されておるわけでございます。

○依田委員 これは特定経費は四十三年には三百八十四億だったと思うのです。これがことしは若干増になっておるのですか、これは万博とその他から公社、公団への出資金が入っておるわけですが、その明細を聞かせていただきたいと思えます。それから、健全化資金の中には超過負担や税

外負担があるはずで、これを具体的に、四十四年度どのくらいの数字を見込んでおるのか明らかにしてもらいたい。増減だけではなくて、四十三年度は幾ら、四十四年度は幾ら、だからこういう金額がふえたのだというところで、増減だけ出ているのではさっぱりわからぬわけですよ。根っここのほうがわからぬ。ただ結果だけ出ているので、われわれにはよくわからないのです。ですから四十三年度と四十四年度の数字をあげていただいて、その結果として差し引きこれだけの増減があったのだという、それを健全化と特定経費に分けてここで読み上げていただきたい、積み立て金もあるはずですから、その明細を読んでいただきたいと思えます。

○首藤説明員 ちょっといま手元に全部こまかいのを持ってまいっておりませんが、一部御指摘のありましたものににつきまして、手元に資料のありましたものだけ申し上げます。

万博関係に對します出資補助の關係は三十六億円、それから中小企業構造の高度化のための貸付金の地方負担分は百五十六億円、こういったものでございいます。それから健全化資金につきましては前年まで七百五十億ここに計上してございまして、この中で超過負担に對します措置でございまして、税外負担の解消措置でございまして、そういものが根っこに入っておったわけでございます。それでその概数は、根っこから申し上げますと、税外負担解消分が約二百七十億円、それに今回の百億円のうち約八十億円がまた税外負担の解消分としてこれに加わるかっこうでございます。それから超過負担に對しますものと、地方負担分に對します財源措置として、これは従前どおり約三百億円、そのようなものがこの基礎に入っておりまして、健全化資金として七百五十億、この計上があったわけでございます。

○依田委員 これはまだ私のほうで申し上げておる資料に足らぬから、それも資料要求をしておきます。それからギャングブルの問題ですが、これは大臣

にお聞きしたいのですけれども、先ほどちょっと太田さんのほうに御答弁がありましたように、私も傍聴しておったのですが、まあ好ましいことではないが何とか純化していきたい、こういう御答弁であったのですが、ただ先ほどからしばしば聞いておりますように、十年間に二千億円ということになりますと、これは実際は恒久化するということになるわけですが、その点、まずその問題をもう一ぺんお聞きしたいのと、それから私の知っている範囲内では、自民党の政調では、現在一％ではない、四十四年度では〇・五なんだ、四十五年度で〇・八、四十六年度で一％に引き上げるんだ、こういうようなことをいま若干討議して、ほぼそういう形で成案になるやに承っておりますが、その見通しと、それから、これは機関が違うのだから結論が出なければ何も申し上げられませんが、御答弁になると思えますが、そういう木で鼻をくくったような答弁でなく、こういう問題は公営公庫なり公営企業なりに重大な影響がありますから、それらを含めて大臣に御答弁いただきたいと思えます。

○野田国務大臣 先ほど太田さんのほうにお返事いたしましたとおり、私は基本的には好ましいものでない、前々から申し上げておるとおりです。しかし実際は、もう繰り返して申し上げるまでもなく、実際行なわれております地域によつては、これを廃止されることは、これは御自由に廃止されてもいいという態度をもって私臨んでおります。いまのいろいろ十年間の試算その他につきましては、これは事務当局から申し上げますが、実際お話しのとおり自民党の政調会でもいろいろ議論がかわされておるわけで、最初の計画いたしました一％でもっていきけるかどうかというところは、いまの段階では実ははっきり申し上げかねる状態でございます。どうなりますか、これは別に木で鼻をくくったような返事でなく、実際はちょっと流動いたしておるものですか、的確にこうなりますというところは申し上げられませんが、いま

依田さんの御指摘になったようにいろいろな論議がございまして、最後の結論には達しておりません。

その他の数字につきましては事務当局から申し上げることにいたします。

○佐々木説明員 たいだい大臣が申し上げましたとおり、最終的な結論を得る段階ではございせんが、この公営競技の売り上げから何がしかの金を公営公庫に供出していただくというような措置につきましては、私どももこれが積極的な奨励措置になるというふうなことになるように、その見積もり等につきましても十分検討を加えておるところでございます。この公営競技の存続いかんという問題は、単に財政上の問題だけではないに、いろいろその他の社会的な問題からの考え方もありましようし、その辺の判断は、地方団体がその存続についてその意思を決定することになるわけでございますので、私どもの見積もりのしかたにつきましても、その辺の事情を十分検討しながら見積もってまいりたい、かように考えております。

また率の問題につきましても、原則的には大体一％というものを考えておるわけでございせんが、ただ初年度におきましては、若干いわばこの激変緩和といえますが、そういうような措置が必要ではないだろうかということを考えております。

さらにまた関係所管省におきましては、この公営競技の競技場の施設改善といったようなことを強く要請しておる状況から見まして、この競技場を所有して実施しておる団体等につきましても、そういう意味での施設改善費等も見込んで、負担率につきましてもある程度の暫定措置をとっていただく必要があるのではないだろうかという意味で、それをどうすべきかということについても、目下いろいろ検討中でございます。

○依田委員 細郷さんのおいでになると、ことしの一月のたしか十三日か何かの全国総務部長会議か何かで、自治省にそういう会議がありました

ときに細郷さんが演説をしておるといふか、あいつをしておるわけですね。その中で、今回の措置をもって均てん化問題、昨年から問題になっておりますこのギャンブルの利益の均てん化問題にはビリオドを打ちたいということをお願いして

おるわけですね。細郷さんはいまないのでこれは大臣に聞きたいのですが、そういう方針で今回ギャンブルの利益の一定を公庫のほうへ原資として入れ、公営企業に対して利率の引き下げに向けてというふうな措置を考えたのか、発想されたのかどうか、また、そういうことではんとうに均てん化問題を終わらしたいと考えておるのかどうか、ひとつ明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○野田国務大臣 ギャンブルの収益の均てん化というのは前から論議されておりますが、自治省としてはまだ最後の方針が煮詰まらなかったものでございせん。しかし、とりあえずこの措置をとりまして、これらを勘案いたしまして、つまり、もうある公営競技の実施が相当の期間続いておりますので、いろいろな論議が集中して、いわゆるその一つとして均てん化問題も出ております。いま御指摘になりました今度の公営競技の収益で公庫の金利を引き下げるために協力するから、均てん化は一切やめた、そういうことを財政局長がどこまで言ったか知りませんが、現実的にはいまいぐ均てん化をやろうというのではございせんが、これはしかしもう少し推移を見せんと、私の立場からいたしますと、これですべてが解決だ、ここまで踏み切るのはどうかと思っております。しかし、一応はそういう考え方です。少し将来の推移を見せんと、いまお話しのとおり東京都をはじめあつちこつちに廃止というところもございせんし、どういふふうにかが動いてまいりますか、

依田さんも御指摘のとおり、先ほど太田さんのお話もありまして、だんだん公営競技の問題、それから収益の配分と申しますが、そういう問題も出てくるわけでありまして、いまのところは均てん化という考え方は持っておりません。おりません

が、それが終止符を打ったというほどはつきりした態度でもってこの問題に臨んでおるわけではございせん。

○依田委員 どうももう少し歯切れのいい御答弁をいただきたいのですが、大体私こう思うのです。ギャンブルの利益というものは一定の歩合、たとえば、最近のパーセンテージは動いておるかもしれませんが、私の記憶では競輪の場合七五％を還元して、それで三〇％くらいですかを第一次、第二次の交付金か何かの形で均てん化の団体に渡して、差額を地方団体の収益にして、それで地方団体の財政援助にしようというふうなことになるわけですね。その地方団体の収益というか、受け取り分から一％なり、どうきましますか、いま自民党の中でもおるようですが、これを拠出をするということになって、それを公庫に回す。その原資を見返りとして二千億なら二千億を十年間に——とにかく十年間は競輪競馬を続けなければこれはどうにもならぬわけですね。十年計画を立てる。それで、これはあとで公庫のほうに聞きたいと思うのですが、関係大臣が、要するに地下鉄に対する公庫の支出を今度認めましたね、ああいった形でやっていたら、しかも、たとえば東京のように、公庫の融資を受ける予想の非常に高い公営企業といえ、これは大都市が多

いわけですから、結局ギャンブルの収益を、地方団体の受け取り分を減らして、そして公営公庫をパイプとして再配分するというものの中に、ギャンブルの恒久化、それから、同じ金を形を変えて受け取る——もちろん投資対象なり融資対象なりは、機構が違ふのですから違ふわけなんです、結果的には、大づかみにいって、たとえば東京都のことしのギャンブルの収益は九十億前後だと私は覚えております。ちょうど九千億の一％、九十億。これは全国に分けてですが、特に大都市の過密地帯に対する融資が公庫の窓を通して多くなるわけですね。何かそういうふうなからくりといえますか、同じ金をそういうふうに使ふひとつの機構いじりのように思えてならぬのですが、大臣の御

答弁を願いたいと思います。

○野田国務大臣 そうあまり依田さんみたいに勘ぐられると非常に答弁に困るのですが、実際私は非常にすなおな感じでこの問題に取り組んでおるのです。これは事務当局は二千億という数字をあげておりますが、私は十年間ギャンブルの金を二千億使わなければ金利が引き下がりませんなどということは、政治としてはそういうものではないと思うのです。御承知のとおり、これをやめてしまえばしかたがないのですから。たとえば政府がやめなさいといわなくても、地方団体がごとく片っ端からやめてしまえば、どんなに政府が二千億という予算をつくらなくても、これはしょうがないのです。それで先ほど御議論がありましたとおり、ここに大蔵省の財政当局が来ておられますが、ひとつそういう問題はどうかというお話があったのは当然だと思ふのです。だからその金は何かからくりして、ちょうど東京都の九十億とぶつかる、そんなことは実は私頭になし、いま聞いて、なるほどそういうことも考えられるかと思つたのです。そこで公営企業公庫の金は大都市といふまでもあり、東京都にも関係なかったのが、今度地下鉄なんかに関係がありますが、それは依田さん、私はざつぱらんに申し上げるのであります。十年間に二千億なければ公営企業金融公庫をもつていけない、そういうことは、結局だんだんだんだん主権団体がやめてしまえば、きわめて不確定の財源なんです。もつと露骨にいえば、いまはやつておるから一％、九十億という金が見られますけれども、これがだんだん年々減つてまいりますと、一％というものが九十億にならぬ。年々収益が上がつていっているから、いろいろなあれでなるかもしれない。私はならぬとも言えませんが。しかし私は率直に申しまして、このお金が十年間二千億なければ公営金融公庫の金利が引き下がりません——これはコンクリートに考えて、これだけに十年間依存するということ、いまの試算としては事務当局もともと私は思いますが、そういう考えでなくて、いまいぐやめるの

じゃなくて、相当この収益も上がってあるから、できるだけこれを一般的にひとつ公営企業のほうに使ったら、これも先ほど依田さんからお話がありました均てん化とか何とかいうそういう理屈は別として、全体にこれを使うと地方団体が助かるのではないかと。もう一つは、ここに大蔵財政当局がおられますけれども、私は大体公営企業公庫の金利が七分三厘とか七分というのが高過ぎると思うのです。最初私は言ったのです。実はこの予算編成のときに、こんな高い金利をどうするかというところで、事務当局の諸君が苦勞してくれたのです。こんな金でもって今日の公営企業を維持して、しかもそれに対する金融をやっておる公庫が、七分三厘なんという金を使っておいて、それでもどうこう言うのはおかしいじゃないか。現に依田さんも御承知のとおり、各役所が持つておる金利でずいぶん安いのがありますよ、いろいろな意味において。だからそれからスタートして、それから発想したわけでありまして、二千億なければもう絶対将来だめだという考えは、私自身としてはもちろんですが、事務当局も、いま基礎計画ですからこれはお示しするのはあたりまえですが、そういう勘がられるような考えはないということだけはお答え申し上げておきます。

○依田委員 ここでもちよつと聞きたいのは、公営公庫のことの内容なんです、こし公営公庫のほうで予定しております融資ワークはいろいろあると思うのですが、大蔵のほうへだいぶ要求したらしいのですが、新しい貸し付け対象といいますが、そういうもので目の目を見たというか、実現に移されるのはどういう項目ですか。たとえば要求としては、公共用地の取得事業とか市街地改造事業あるいはその他の二、三の要求があったようですが、実際はきまらなかったようですね。これらが全部埋没したというか、キャンセルになったようですね。間違ひありませんか。

○相沢政府委員 公営企業金融公庫の融資対象等につきましては、直接は私どものほうの理財局の担当になっておりますが、私の承知いたしてあります範囲では、新しく融資対象をふやすということについては、現在公営企業金融公庫の融資対象となっておりません東京都その他の公庫地方債を発行する地方団体の地下鉄等の公営企業を融資対象に加えるということ以外、ただいまおっしゃったようなものについて要求があったというふうには承知いたしていません。

○依田委員 これは自治省に聞きますが、自治省の財政担当の方、公営企業の問題について自治省側の要求は一体どういふ内容だったのですか。私ここに資料として二、三点持つておりますが、大蔵との折衝過程の中においてまたも遠慮したというか、いろいろあると思うのです。ぜひ実現してはしかなかったのがね。ギャンブルの問題も関係がありますし、御答弁願えませんか。

○佐々木説明員 事務的な折衝の段階でいま二、三の事業について話し合いがあったように記憶いたしておりますけれども、すぐ調べて経過についてお話し申し上げます。

○依田委員 公営企業の出資一つ取り上げても、要求は九億あったのです。それが二億に減らされておるのです。その減らされた過程と、それから、二億認められましたが、これは一体何に使われるのですか。これをどういうぐあいに、たとえば利子に充当するのか、それとも事務費か何かのあれば、これは出資ですから充当するのか、ちよつとそれを聞かしてもらいたいと思います。

○佐々木説明員 公庫の出資金は、現在この出資金を運用いたしまして、その運用益をもちまして、事務費並びに政府保証債の発行費用に充てて、結局貸し出し金利が市場公募いたしました資金と同率で貸し出しができるような措置をとっておるわけでございます。

○依田委員 どうしてこう要求をばっさりやっちゃって、そしてギャンブルのほうへ力を入れていくのか。美濃部さんに對して、知事、こんなものだったら借金返せ、起債のほうを減らせ、そっちに忙しいはずだということを経済紙上で

ずいぶん大きく報道されておるのです。それから今度の制度。これはいわばもうギャンブル以外ではないと私たち思うのですがね。しかも私の知っている限りでは、公共用地の取得事業にもこれをやっていただきたい。市街地改造事業にも入れている。住宅用地の造成事業にもこの公庫を使ってもらいたい。その他二、三あります。これを全部否認されておるわけですね。こういうふうに虚言と云っては失礼ですけども、軽く見て、そしてギャンブルのほうの問題だけに熱を入れるというのがよくわからぬのですがね。どういう発想のしかたなのか、それをひとつ御説明願いたいと思います。

○相沢政府委員 公営企業金融公庫の融資対象を、土地の先行取得その他に入れるという御要求のあったことを思い出しましたが、しかしこれは、たとえば公共用地の先行取得につきましては、すでに四十一年から一般の地方債で認められていることでございまして、それを金額的にふやすという措置をとればいいではないかということ、これはそれぞれ両省相談の上で話がついたわけでございます。

それから融資の出資額を、当初九億円の要求を二億に削減したという点につきましては、これはかつては公営企業金融公庫に対する出資の運用益をもつて公庫の貸し出し及び公庫債の金利との差額を補てんするという方式がとられたわけでありまして、昭和四十二年度以来その金利差は、直接公庫に対する利子補給の形で埋めるといふことによりまして、出資はもっぱらその運用益をもつて公営企業金融公庫の人員費、事務費その他のいわば運営費をまかなうに足るだけのものではないではないかというふうには、これは他の金融公庫についても同様でございまして、そのように政府関係機関に対する出資の取り扱い方を変わったのでございまして、したがって、当初要求の八、九億の中には、正確に覚えておりませんが、公庫の貸し付け利率を下げるために必要な出資金の増額も含まれておったかと存じますので、

私もは從來の方針どおり、公庫の運営費をまかなうのに足るための出資金の増額ということで査定をしたわけでありまして、そのためといたしますと、二億円の出資は、どちらかといえますとまだ多いわけでありまして、從來の出資の金額等考えまして、四十四年度も二億円ということにしたわけでございます。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

○依田委員 それでは次に清掃関係の単位費用についてちよつと聞きますが、あまりに清掃の実情だけが問題がたかさんあるわけですね。交付税ですから、特にひどいもので、ここで一例を申し上げては正してもらいたいと思いますが、二万七千九十四円というお金では、作業員なり運転手はいまなかなか集まらぬですね。標準団体において、こういう金額でもって積算しておるわけですね。これではよろしい、これでもって地方団体の最も固有事務の一つといわれる清掃事業に従事する者に対して、大体平均で四十歳、これはこれでよろしい、こういうふうにお考えになっておるのかどうか、ひとつ説明してもらいたいと思います。

○依田委員　これは厚生省だとか、それぞれ所管の本省でという責任の問題になりますと、ここでは一々、全部の地方行政ですから、お呼びして、労働省のことは労働省に、厚生省は厚生省へ聞かなければならなくなってくるわけですよ。そうではなくて、自治省がやはりイニシアをとってやってもらわなければ困るわけなんです。私の調査では平均年齢四十・三歳、大体三十歳以下の人は集まらぬのです、この清掃の仕事には。それで二万七千九十四円。これが一般職の平均賃金は三十六・五歳で四万一千五百八十九円。清掃は四十・三歳、三万三千八百円。とうていこんなことでは清掃の職員は集まらないということをお私ははっきり言えると思うのですが、まずこれについて、ことしはこれでいいんだという積極的な理由をひとつはつきり聞かしてもらいたいと思います。

○横手説明員 交付税のこまかい積算の内容の点につきましては、いろいろと問題があるうかと在じます。そうした面の是正は、従来から取っ組んでまいっておるところでございます。どうも繰り返して申し上げるようで恐縮ですが、交付税におきましては、積算の単価自体が問題の場合もございますが、より市町村で問題になりますのは、財政需要額総額の問題だろうと思います。清掃費の経費の需要額総額につきましては、市町村の決算等から考えましても、相当高率の算入割合になっておるはずでございます。もちろん積算の単価がどうあつてもよろしいというふうには毛頭考えていないわけでございます。今後とも実態等もよく検討いたしまして、改善すべきところは改善してまいりたいと思います。

○依田委員 それでは質問を続けますが、あなたは、全体としてはいいはずだ、それぞれの単位費用については、その積算の基礎については納得い

でも、これは目一ぱいというか、もうぎりぎりの定数しか認めておらぬですね。十万の標準都市において認めておるのが現在九十九名ですね。これは都市センターの近代化研究会において、あの委員会ですか、答申しておるといふか発表しておる数字が、昭和三十七年現在百十五名なんです。

ね。労働組合のほうは、もっと大きなことを言っておられますよ。ここで二百四十三人なんて言っておりますが、これはともかくとして、客観的な数字あるいはそういうものを動員して出した数字でさえ、こういう数字なんです。それも昭和三十七年ですから七年前ですね。それをはかるに下回っておる。しかもこの中に補充員が入っております、要するに助手が入っております。ですからバキュームカーに作業員を乗つけて、あとは運転手一人です。そして標準都市でもって二十八台ないし二十九台ですか、これは詳しい数字を聞きたいんですが、所長とか課長もおつて、結局一人の運転手がかぜを引くと車全体が休まざるを得ない、こういう実情ですね。これでよろしいんですか。

○横手説明員 ただいま職員数についての御指摘がございましたが、実は都市センターで調査いたしました市は、想定を交付税の標準団体以上の、実は十二種地というような多少種地の高いところに置いてございますので、その関係で交付税上の積算の職員数との開きがございます。もうこれは御承知のとおりでございます。交付税のほうでは補正によりまして、種地の高いところはそれだけ職員数の増なり経費の増の割り増しの補正がかかるようになっております。これで置き直してまいりますと、ほぼ都市センターの調査の職員数に見合う人員が入るというような形になっておるわけでございます。

○依田委員 予備の作業員がないという点ですね、一人休んでも欠車にしなければならぬという

○横手説明員 私どもの想定いたします収集車、これにつきましては、その休みの日も予定して見込むというような形にしております。年間毎日フルに各車が動いておるといふような想定ではなしに、多少の余裕を持っております。そうしたところもありますので、いまのお話のような場合には、各地方団体においても、その範囲内でやれるものだというような一応の想定をいたしておるわけであります。

○依田委員 全体として締めに締め、ともかく気合いかけていこうという姿勢はわからぬではないのですが、理詰めを考えていって、平均四十歳の人が二万七千円でよろしいんだ——また、三十歳以下の人が入ってこないこの薬種の特異性があるわけですね。しかも二万七千円でよろしいんだ、やっていけるはずだ、二千数百カロリーとれるはずだ、こういうような考え方、あるいは助手は一切要らないんだ運転手はもう、けがもしなけ

ればかきも引かないのだというお話ですね。これはどうも解せないのですよ。全国の都道府県で、一体公務員関係の自動車の事故率はどこが一番高いと御記憶ですか。ここなんです。清掃局なんです。どのくらいのパークセンテージになっておりますか、わかっておったら、自治省のほうでつかんでおったら――清掃を取り巻く諸条件の中に事故率があるのですよ。これは当然あなたのほうでこの種の法律をつくる場合に十分検討されて、どうしてこういう事故が発生するのか、労働条件はどうなのか、それらを含めて検討された上であると思うから、その資料をひとつ発表していただきます。と思います。

○横手説明員 実は私どもも清掃車の事故率というのを特に調査いたしておりませんが、職員の災害等につきましては公務災害関係の経費を、それぞれ人件費において算入するという形のことを行なっております。

なお、交付税の積算の基礎といたしております標準団体は、あくまでも想定をいたしたところ

○依田委員　もう一つ例を申し上げたいのは、清掃に關してのごみの焼却場、これはいま百トンについてどのくらいのお金を予算に補助単価として計上しておりますか。それから補助率ですね。清掃の焼却炉、標準都市におけるごみの焼却炉ですね。

○横手説明員 四十四年度からは、いまお話のご  
ざいましたような施設関係、これはすべて投資的  
経費として扱うというふうに考えております。  
したがって、清掃費につきましても、それら  
の施設の改修費と、それから従来すでに掛け  
られた施設にかかる地方債の元利償還相当分、  
あるいは今後新設されるものにかかる地方債の元  
利償還費の相当分、こうしたものも実は単位費用  
に算入することにしたしております。なお四十四  
年度からは、清掃費関係の投資的経費につきま  
しては、事業費補正を適用するということも考  
えております。そうしたことによって交付経費の  
かなりの充実がはかれるもの、かように考  
えておるわけでございます。

○**依田委員** どうもなかなか抽象的な表現で、私のようなアマチュアにはよくわからないのですが、千五百万円でしょう。違いますか。百トンについて千五百万円の四分の一の補助率じゃないですか。

○横手説明員 四十四年度におきましては、四十三年度とたてまえをかなり変えておりますので、清掃費につきましては、実は標準団体におきましては清掃施設の改修事業費といたしまして五百万円、それから地方債の元利償還相当分といたしまして三百万円、合わせて八百万円を単位費用の積算基礎の中に算入をいたしております。この場合、清掃施設の改修事業費といふものは、一般的に改修に要する経費を見込んでおりますので、ちょっと御質問のような形の組み方にいたしてないわけでございます。ただ、交付単位費用の積算を行なっておりますが、事業費補正を適用することによりまして、個々の交付事業を行ないます団体に対する財源の保障の面は十分はかつてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○依田委員 十分めんどうを見たい、また見ていなくてはだという結論について御質問しておる中で、二万七千円、これじゃ四十歳の作業員は、運転手はやっているけれども、あとで公営企業の問題でも聞きたいと思うのですが、行政職(二)表に準じてやっていると点について、ちょうどこれは関連いたしますから、非常に過重労働なんですよ。事故の七五%から八〇%までは、地方公務員の中で全部清掃の従業員なんです。なぜかとも高き事故率を起こさなければならぬかという点に、あなたのほうではどういう配慮をしてくれたのかという点についても重ねて聞きたいと思ひます。それから、二万七千円という金額が、現在それではよろしいのかどうかという点についても、最後にもう一べん聞きたいと思ひます。

○横手説明員 四十四年度におきましては、ごみ関係の収集車の増をはかりましたり、あるいは別途職員費の増も考慮して、職員も八人ほど増員する仕組みにいたしております。

なお、清掃費関係では、今回の措置で、おそろしく明年度は一千万をこえる基準財政需要額になるものという見込みを立てております。このうち、先ほど焼却施設等の投資的経費のお話がございま

したが、明年度はこれを百六十七億円ほど見込むという見方をいたしております。これに對しまして、地方団体の実際に必要といたす一般財源額、もちろん地方債で一部見ますので、残りの一般財源額でございまして、これが九十二億円程度の見込みでございまして、これは補助事業にかかるもの、それと単独事業費を合わせた話でございまして、九十二億円程度の見込みでございまして、したが、いましては、実は投資的経費におきましてはかなりの算入過大になっております。ただ、これは、普通交付税の仕組みが、現実には清掃施設の建設をやつていようとまいと、一応ある程度の金は需要額としては計算をしておる、こういう仕組みになっておるので、こういう形になっておる、それが、こうした算入額からいたしまして、それほど見劣りのするものではないというふうに私も思はれておるわけでございます。

○依田委員 清掃も、またひとつあらためてお伺いしてみたいと思ひますが、公営企業で二、三の点について聞いてみます。

賃金の三条件を、この前、四十三年の十一月十四日ですか、一応自治省側から提示して、その中に、一つは、一般会計から繰り入れてはならぬ、それから一つは行政職(二)表に準じてやってくれ、一つは合理化を進めろ、こういう話なんです。行政職(二)表に準じてやれという、これについて特別に質問をしたいと思うのですが、間違ひありませんか。こういう三条件を提示したことについて、また、これに伴つて指導をいたしておるといふことについて。

○佐々木説明員 個々の都市の財政再建計画の変更に際しまして、給与体系の合理化という点について、各都市の努力を求めたいという点は申ししております。

○依田委員 結局それでやれということでしょう。ともかく、行政職(二)表を標準として、それに準じて公営企業一般の労働者は賃金をきめなさい、それ以上は認めないぞ、そういうような方向で強力な指導をするのだ、こういうお考えなんですか。

う。それを聞いておるんです。

○佐々木説明員 都市の交通事業につきまして、行政職(二)表をそのまま適用していくということについては必ずしも私も考えておりませんで、たゞ現在の行政職(二)表、各都市が適用しております表そのものは、いわゆる年功序列型になっておる。この点は現在の公営企業の実態からいたしますならば、その職務の能率なりあるいは実際に企業に對する貢献度なりというものが必ずしも給与の上にも明確にあらわれておらないという点におきまして、もつとこの給与体系については合理的な体系が考えられるのではないかと。そういう意味におきまして、各都市とも十分その点について検討してまいりたいということをお申しておるわけでございます。

○依田委員 結局あなたのほうの指導というのは、行政職(二)表によらなくてもよろしい、それはスタンダードになくてもよろしい、こういうことをはっきりこの席で言っていたらいいわけですね。間違ひないですね。私が聞いていたのは、だいたい話が違ひますがね。

○佐々木説明員 行政職(二)表をそのまま適用するということではなしに、こういう給与体系もあり、あるいは行政(一)表の給与体系もあるわけであり、あるいは、私どもの要望しておる点は、行政(一)表の行き方は現在の交通企業については適當ではない、むしろ行政(二)表の考え方がこれまた企業の実態から適當とは思われないので、この行政(二)表の考え方のもとに適切な給与体系を組み立てるべきだという考え方を申しておるわけであり

ます。

○依田委員 どうもその行政職(二)表は、全然地方公務員の公営企業の職員と条件が違ひ、こういうふうにはつきり思つておるわけですね。全然内容が違ひうのだ。その認識をひとつ自治省持つてもらいたいということ、その次に、これは大臣に聞きたいのですが、都市交通の一元化の問題について、最近何か読売に出たりして、だいたい自治省も

構想を練つておるといふことをちょっと聞いたのですが、また読ましてもらったのですが、それについて御答弁いただけませんか。

○野田国務大臣 御承知のとおり大都市の交通の現状が、まことに困難な段階に入つております。これの対策としてはいろいろの手が必要だと思つております。特にこの予算編成でも相当力を入れておりましたが、過密の大都市ではただ路面交通から地下に交通を求めたい。それには地下鉄の建設費が非常に高い。高く金がかかる。今度、公営企業金融公庫の対象にもやつと話がつきまして、これども、とてもいまの補助率では容易ではない。これは別のことでございまして、そういうことで、一つ一つ何とか解決しなければいかぬと思つております。そこで、この都市交通の統一というふうなことも、これはただ行政上の事務的な考え方でありまして、実態を伴わないといけませんから、やはり一つの構想ではないかと。それはどういふふうに進んでいくか。まだ私はその成案をもちろん見ておりませんし、一つの着想としては、やはり複雑多岐にわたつていく交通網と申しますか、これをひとつと便利、しかもみんな楽になるというのはいへんむずかしいでしょうが、できるだけ便利なものにしていく。そういう意味でございまして、やはり実態に沿つて考えるべきことだと思つております。そこでいまお話しした都市交通の統一問題は、いまも述べましたとおり、重ねて申しますと、やはり一つの着想じゃないか、こう思つておりますが、いまだ成案を得ておりません。

○依田委員 これは大臣、前の赤澤さんのときには、この問題を若干提起してくれたのですよ。問題は、実はどういふ一元化方式をとるか、内容について、せつ々かマスコミの上に乗つたので、私聞きたかつたのですが、何ら成案もないし、そんな微候も、話もない、困つたものだといふ御答弁では困るので、私の調査したのは、何かそれらしいにおいがするのではないかと、自治省も

が、工業用水だけを取り上げるといふような姿勢の中から、かつて法改正のときの代表質問の答弁に矛盾するような指導のしかたを公営企業に對して行なつておる。これは一体どういふように説明していただけるのですか。

○佐々木説明員　企業職員について認められております団体交渉権なりあるいは労働協約締結権といふものにつきまして、再建団体なるがゆゑにこの権利が制約されるものではないわけでございます。これは法改正のとき以来私ども一貫して変わらなところでございます。この昭和四十三年度の給与改定の問題につきましては、まだ私ども財政再建計画の申し出もない段階でございます。また内協議につきましても、まだ何ら各都市からの話し合ひはございません。そういう段階で、この給与改定問題が私どもと各都市との間において具體的な話し合ひが行なわれたことはまだないわけでございます。私どもは各都市からの話し合ひがあります場合には、それによりましてそれぞれの実情に応じた取り扱いをしてまいる、こういうつもりでございます。

なお工業用水の問題につきましては、これは先般の四十一年の公営企業法の改正の際に国庫補助対象になりました工業用水道事業につきまして再建計画の対象外に置かれた経緯がございます。その後所管省との話し合ひをいたしまして、いわば公営企業法に漏れておりましたところの實質的な

再建計画をつくらせて財政の再建をはからう、こういう趣旨のものでございます。これまで各事業についてとられました措置と同様な措置をとっていくこう、こういう内容のものでございます。

○依田委員　まだ九貫についての話がないから全然考えておらぬと言いますが、これは話もないわけですよ。八貫の解決でさえまだ先月片づいただけなんです。これはおとしですかぐらいの話なんです。当然一年も一年半も前に解決をしておらなければならぬ。他の団体においては全部当然のごとく解決をしておるわけです。これは人事院勧告に基づくものですから。それが公営企

業なるがゆえに一年も一年半も延ばされて、ようやく先月ぐらゐに二、三年前のものが片づいておる。これは去年のものをまだ組合が話を持ってこないといつて考慮しておらないのだという答弁は、答弁にならぬと私は思うのです。もし来なかつたら、なぜここのほうから話を持ちかけないのですか。これはもう時間が半年一年もたつてゐるのだから早く話を持ってこい、当然そんなことは常識だと思ふのです。そういうことに何らの配慮もせぬで、工業用水なり何なりを特に優遇するといふことが私はわからないのです。

若干工事のことについて聞きますが、工事の原価は、通産から来ていると思ひますが、どのくらいになりますか。上水の原価、これは全国平均でどのくらいになりますか。私も資料を持っておりますけれども、御答弁願へばそれを比較してみたいと思ひます。

○佐々木説明員 昭和四十三年の給与改定につきましては、いま申しましたように各都市からの協議の申し入れもない段階でございます。私どもも給与改定につきまして重大な関心を持っておりますので、すみやかに各都市の方針を私どもに提示をしてもらいたいといふことを、すでに申し上げてございます。各都市が具体的に考え方がまとまり次第、内協議に参りたいといふことを申し上げております。まだ私も具体的な内容については全く知らない段階でございます。

○花岡説明員 お答え申し上げます。

現在のコストでございますが、工業用水道のコストは平均で大体六・七円くらいでございます。上水が二十八円くらいになっております。

○依田委員 立米当たり六円七十銭といふことですか。

○花岡説明員 はい。

○依田委員 上水は二十八円ですか。これはあまりひど過ぎると思ふのです。どうしてこんなに差があるのか。

○花岡説明員 御承知のとおり工業用水道につきましては、国のほうから建設に対して補助金

が出ておりまして、現在三〇%ないし四〇%の国庫補助金が出ております。それからいまの料金は表面の料金でございます。料金の組み立て方が違ひまして、工業用水道につきましては責任水量制といふ料金をとっております。これは一日一万トンとかあるいは二万トンとか、実際に水を使つても使わなくてもそれだけの料金を支払うわけでございます。それが上水道の場合には実際に使つた量に應じた料金になっておりますので、それに換算いたしますと、工事の表面料金の上は三倍近くなるということが申せるわけでございます。

それから実際にかかるコストの内容でございますが、御承知のように上水道の場合は各家庭に非常に多くの一種の毛細管の配管がなされております。したがひまして、何万という数の家庭の場合と、百のオーダーの工場に太い管で配管されるという場合と、配水管の建設のコストも違ひます。それからさらに要求されます水の質が、上水道の場合には飲める水でございますが、工業用水道につきましては工場使用の場所の水であるといふことで、施設につきましても、飲む水の上水道につきましてはろ過池がなければならぬ。ところが工業用水につきましては沈んで池だけでございまして、ろ過池の建設は必要でございせん。これが實際上、ろ過池というのが浄水場の建設費の半分以上を占めるということになりますので、たとへば浄水場の建設費が三億かかるものであれば、その半分の一億五千万くらいがろ過池にかかるわけでございますが、工業用水はこういった施設は要求されないという事態がございまして。

それからさらに、水の需要のピークが、上水の場合はたとへば夕べどきは各家庭が一度に使うといふことで、非常にピークがあるわけでございます。実際の契約水量の五割増し程度の配管を要求される。配水池の場合は非常に違ひまして、上水でございまして、八時間分の水をたくわえるだけの容量のものをつくらなければならぬ。ところが工業用水でございまして、契約量を換算して二時間分の施設をつくれればよい。そういった

非常に時間的なピークが違ひます。そのほかのポンプの施設でございまして、沈んで池の容量につきましても、上水であれば四時間分の容量が要求されるが、工業用水は三時間分の容量で済む。こういったことが非常に違ひます。さらに経常費を比較いたしますと、上水の場合は各家庭からの集金であるとか維持管理であるとかいふことで、非常に人件費がかさみまして、工事の場合の大体十二倍ぐらゐの人件費がかかっております。それから薬品費はたいした量ではございせんが、やはり工事の四倍の経費がかかっております。

それから申し忘れましたが、上水の場合は、火災に対しまして消防の水を供給しなければならぬといふこともございまして、それをピークの水の施設の計算の中で使つておるわけでございます。そういった事情で、表面の料金で比較するような差は実質的にはないといふことがあるわけでございます。

○依田委員 なかなか通産省の御答弁でもっともらしく聞こえるのですが、どうも納得できない。というのは、大体あなた、東京で四円五十銭で還元水を出しております。それから飲める水、利根川の水を五円五十銭で出しておる。あなたの六円七十銭という数字がどこから出たか、私もあとで調べてみますが、それが一点。

それから、あなたは薬品で消毒するといふけれども、塩素なりで弗素消毒しておるわけですよ。それでどのくらいかかりますか。ゼロから〇コンマ以下ゼロが十ぐらゐついて、そうして何万人と死ぬような毒薬をちよこつと入れるわけですよ。これは都の場合だったらその浄水場を見ればわかるわけ、そんなものは一袋もあれば何年分とくるのは私は常識でも理解できない。それから工業用水だつていろいろ処置しておるわけですよ。たとえば化学的な水は、繊維あたりが使うのは相当水準の高い水を使つておるはずですよ。私は時間がありせんから一口に申し上げます

が、工業用水と上水について一体どういうぐあいに公費の繰り出しをするのか、数字をおしやうていただきたい、それが一点。それから交通とか病院に対して従来持ち出しておる公費負担分、それから助成分、その財源、これを短時間でいいですから、要点だけここで明らかにしてもらいたいと思ひます。

○佐々木説明員 公営企業につきましての繰り出し金は、まず水道事業について申し上げますと、前年度五十四億円の繰り出しに對しまして、繰り出し額八十八億円を四十四年度見込んでおります。そのうち新しい考え方のものとしましては、上水道につきまして公料金対策の繰り出し、それから水源開発についての対策費と、広域化対策といふ三つの項目について新しい繰り出しを考えておるわけでありまして、それから工業用水につきましては全く新規の繰り出しを考慮したわけでございますが、その内容は先ほど申しましたように、地盤沈下対策のための工業用水と、新産工特地域のいわば先行投資、工業用水道につきまして財政再建計画がつくられます事業につきましてこの繰り出し額を計算いたしております、この額が三十億でございます。それから交通事業につきましては、昨年度の繰り出し七十八億に對しまして四十四年度九十五億、それから病院事業につきましては昨年度百七十億の計画額に對しまして四十四年度百八十五億の計画額でございます。それから下水道事業につきましては、昨年度の三百五十二億に對しまして四十四年度六百六十九億を見込んでおるわけでございます。それから簡易水道事業が昨年度の六億に對しまして八億、それから市場事業につきましては今年度新しく四億円の繰り出しを計画しております。そのほか財政再建企業に對する繰り出しといたしまして、昨年度二十六億の計画に對しまして本年度六十九億、大体以上がこの繰り出し額の概要でございます。

いま申し上げましたのは、全部一般財源の繰り出しでございます。そのほかに地方債による措置といたしまして、起債につきましてはそれぞれの

地方債計画によりまして、それぞれの企業会計に必要な地方債の計画額が見積もられておるわけでございます。いま申し上げましたのは、この地方財政計画上、一般財源で措置すべき額として計上したものでございます。

○依田委員 これを政府のほうからやるときには、普通交付税と特交財源とあるでしょう。たとえば交通を例にとつて、あるいは病院でもいいのですが、特交財源のほうが私は多いと思うのです。その現実の交付率ですね、それから計画の上のせました額とが相当な差額があることを私ちょっと気がついたので、具体的な数字でも四十三年度の病院なら病院、交通でもいいのですが、言っていただけませんか。

○佐々木説明員 まず、昭和四十三年度全般について申し上げますと、地方財政計画上、繰り出し金の計上額が六百八十六億円でございまして、これに對して、交付税で実際に措置いたしました額が四百十億円ということになっております。これは基準財政収入額の計算が、御承知のとおり都道府県分につきましては八割、市町村分につきましては七割五分ということになっておるわけでございまして、この差額はそれぞれの地方団体の実態に應じた独自の経費に充てるといふことになっております。それから、それから公営企業に不交付団体もあるわけでございしますが、その不交付団体におきましては財源超過額をもってその財源に充てるといふことになっております。関係で、交付税の実際の措置額と財政計画額との間には相当な差があるということになるわけでございします。たとえば病院事業におきましては百七十億の計上額に對しまして、実際に措置いたしました交付税額が七十三億二千万、こういう数字になっております。

○依田委員 百七十億に對して七十三億ということになると、四割くらいですか、非常に少ない額しか交付になっておらない。そうしますと、たとえば都営交通一つとっても路面の軌道の撤去、あ

れは去年の額で私は十一億と記憶しておるのですが、そんな金額はどこかへ行ってしまふと思うのです。大体特交から回して、特交はワクがきまっておりますから、せつかく財政計画の上で公費負担だということにきめられましても、決算をしてみると、実際にいまの病院の百七十億に對して七十三億であるという数字が随所に出てくる。その病院も、あなたは四十三年度をおっしゃったけれども、四十二年度は百六十四億に對してわずか四十億しか出ていないはずだと私は思うのです。もっとひどい率になっておるわけですね。二割五分、四分の一ぐらいいし出ておらない。たとえば都市交通の場合に、知事が管理者じゃないわけですか。それぞれの所管の管理者がおるわけですね。首長といふんです。それぞれの知事さんなり何なりになれば、大都市問題でも何でもたくさんに需要があるわけですから、つい忙しいほうに回つて、たとえば東京の都市交通の路面の軌道の撤去の問題でも、十一億ぐらいいの金しか来ない。来なければ、あなたのほうに回すように自由財源から回したらよろしいじゃないか、しかし、自由財源のほうは管理者の責任ではないわけですね。決定権はないわけですね。そうしますと、宙に浮いてしまふわけなんです。しかも労働組合あるいは団体に對しては、独立採算だから赤字を出してはならない、赤字を出した分については締めつけをする、再建計画の違反であるということになるわけですね。一体どこへしりを持っていったらよろしいのですか。しかも企業外の責任が無数にあるわけですね。東京都の場合、月に一万台近い自動車があつておる。この前の委員会でも、税法の改正で道路譲与税その他を私が詰めていったときに、せつかく良あるいは舗装するのにしか費用が当たらないという実情の中で、すべてそれが団体の責任である、公営企業の責任であるという規定のしかたをしていくわけですよ。十七条の二の負担区分の問題も三年間全然手をつけておらない。しかも外貨は三十億ドルをこえる、技術革新はある、経済情

勢は変わってくる。工業用水は六円に對して上水は二十八円だなどというアンバランスのおおその上に、三十億も金をやるうじやないか。しかもそれに對しては全総計画がまだきまっておらない。この五月でなければきまらぬ。まだ第四次試案の段階で、新都市方式は破綻しておるんですよ。そのコンクリートされない段階で、どんな工業用水に對して、先行取得の施設については未利用水に對して三十億も金を出しておる。おかしと思つたのですが、なほ負担区分について考慮を払わないのですか。工業用水だけを優遇するのですか。上水もあるけれども、上水の五十五億は全部消火せんなんです。しかも特交を財源にする、金は四分の一ぐらいいしかいらない。地方公共団体の自由財源でまかなつたらよろしかろう、しかし都市交通一つとつてみても、これは知事の権限であつて管理者の責任ではないわけですよ。決定権はない、出てきた赤字は全部公営企業の責任であるという、その辺にどうも矛盾があると思つたのですが、それらをまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

○佐々木説明員 確かに東京都の場合におきましては、財政計画上見積もりましても、交付税の措置になりますと超過財源に消されまして、実質的には地方交付税の配分が行なわれない、こういう結果になるわけでございます。この点は現在の東京都に配分されております地方税源によつて措置してもらつたという形になるわけでございします。

なお工業用水の問題につきましては、すでに交通事業あるいは水道事業、病院事業等とられております再建計画と同様の措置を、他の企業に對してとられております措置とのバランスから、この工業用水についてはどうしようという考え方でございます。この工業用水につきましても、やはりそれぞれの地方団体からいけば財政の再建計画を出していただいて、その計画に従つて措置していく、こういう考え方のものでございします。他の企業との間においてアンバランスが生ずるということはないというふうに考えておる

わけでございます。その他各事業につきましても、それぞれの財政措置につきましては、私どもも、財政計画上考へておりますものにつきまして、その地方団体の財政の実態に應じて必要な交付税措置はとつてまい、こういうつもりでございます。いま申しましたように、不交付団体におきましては現実問題として超過財源のために消されて、交付税が実際的には交付されないということにはなるわけでございしますが、その他の交付団体につきましても、十分その辺を、財政の実情に應じた措置をとつてまい、所存でございます。

○依田委員 時間がありませんから、意見だけ言つておきますが、大体六円と二十八円なんという、六円と二十八円、四円五十銭ぐらいいが実情なんです。そういうような実情の中で、これは理解に苦しむ。しかも自治省は、これは何も自民党政府の言ひになる必要はないのであつて、もっと自主性を持つて考へてもらいたい。この前、税法の改正のときに、私通産省を呼んで、非課税措置だけでも何千億という特権を与えておるわけですね。しかも小さな、ガス税や電気税の課税最低限をしぼとわずばかり上げておる。こういう点からいって、今回、あなたは再建プランを立てさせるのだ、だから他の企業との関係は不公平ではないのだと言ふけれども、そんなことは理屈であつて、なぜ三十億も工業用水に對して出すのですか。それならそれでけつこうだ。しかし、上水に對して今度のやつは申しわけ程度であつて、全部消火せんその他に回つてしまふ。それもいい、けつこうですよ。負担区分の明確化なら、それをなぜ他の公営企業一般に對しては、これは東京だけじゃないのです。東京なんかよりもむしろ地方にたくさん問題があるのですから、他の六千近い公営企業一般に對して公費負担の問題を、三年もたつておるのですから、若干考慮してもおかしくはないのじゃないか。経済事情も変わつておるんだ。全然その必要性を認めないという姿勢がおかしいんだ。これはもっと私の

○佐々木説明員 確かに東京都の場合におきましては、財政計画上見積もりましても、交付税の措置になりますと超過財源に消されまして、実質的には地方交付税の配分が行なわれない、こういう結果になるわけでございます。この点は現在の東京都に配分されております地方税源によつて措置してもらつたという形になるわけでございします。

なお工業用水の問題につきましては、すでに交通事業あるいは水道事業、病院事業等とられております再建計画と同様の措置を、他の企業に對してとられております措置とのバランスから、この工業用水についてはどうしようという考え方でございます。この工業用水につきましても、やはりそれぞれの地方団体からいけば財政の再建計画を出していただいて、その計画に従つて措置していく、こういう考え方のものでございします。他の企業との間においてアンバランスが生ずるということはないというふうに考えておる

先輩の同僚議員にさらに詰めてもらいたいと思います。

きょうは、以上をもって私の質問を終わります。

○鹿野委員長 次回は、来たる十五日火曜日、午前  
十時から理事会、十時三十分から委員会を開会す  
ることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時十二分散会